

三豊市国土強靱化地域計画

令和2年6月

三 豊 市

目次

I	計画の位置づけ	1
1	策定趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画対象区域	1
4	他の計画との関係	2
	（1）基本計画及び県の計画	2
	（2）三豊市第2次総合計画及び三豊市地域防災計画	2
II	強靱化の基本的な考え方	4
1	計画策定の基本方針	4
2	目標	5
	（1）基本目標	5
	（2）事前に備えるべき目標	5
III	地域特性	6
1	自然的条件	6
	（1）地勢等	6
	（2）面積	6
2	社会的条件	6
	（1）人口・世帯	6
	（2）交通	6
IV	想定する大規模自然災害	7
V	脆弱性評価及び対応策	8
1	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	8
2	三豊市国土強靱化に向けた施策分野	10
3	脆弱性の評価結果及びその対応策	12

I 計画の位置づけ

1 策定趣旨

平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、大規模自然災害に備えた強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

国が平成 26 年 6 月に策定した「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとされ、地方においても、地方公共団体や民間事業者などの関係者が総力をあげて国土の強靱化に取り組むことを求めています。

三豊市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、基本計画や香川県が平成 27 年 12 月に策定した「香川県国土強靱化地域計画」（以下「県の計画」という。）との調和を図るとともに、国・県・民間事業者などの関係者相互の連携のもと、三豊市における強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として策定するものです。

2 計画期間

本計画の内容は、基本計画に準じて概ね 5 年ごとに見直します。

ただし、今回の計画期間については、三豊市第 2 次総合計画との整合を図る観点から、三豊市第 2 次総合計画の前期基本計画の終期と合わせることにし、次のとおりとします。

＜計画期間＞策定から令和 5 年度まで

3 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、次のとおりとします。

＜計画対象区域＞三豊市内全域

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要となることと考えられるため、国・県・近隣自治体等と連携・協力を考慮することとします。

4 他の計画との関係

(1) 基本計画及び県の計画

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画で示された「基本的な方針」を踏まえ調和を図り、県の計画との役割分担を考慮して策定しました。

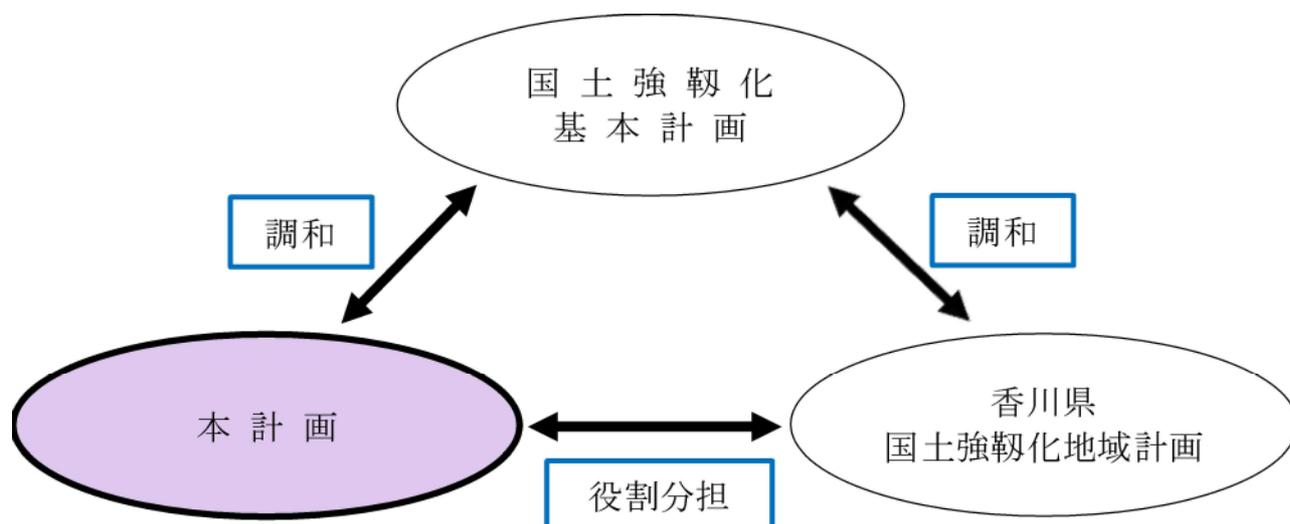


図 国・香川県の強靱化計画との関係

(2) 三豊市第2次総合計画及び三豊市地域防災計画

① 三豊市第2次総合計画

本計画は、三豊市第2次総合計画との整合を図って策定します。

② 三豊市地域防災計画

本計画は、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」の上位計画であり、国土強靱化地域計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行います。地域防災計画の相違点をまとめると下記の表のとおりです。

区分	本計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	発災前	主に発災時・発災後
施策の重点化	あり	なし

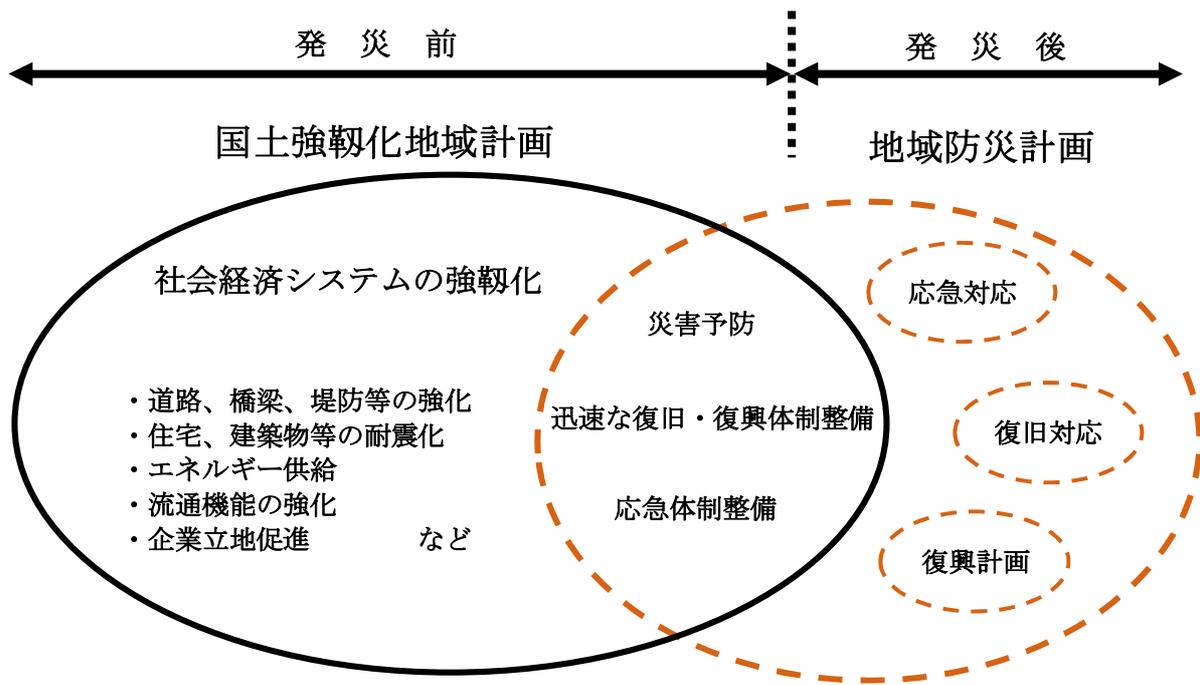
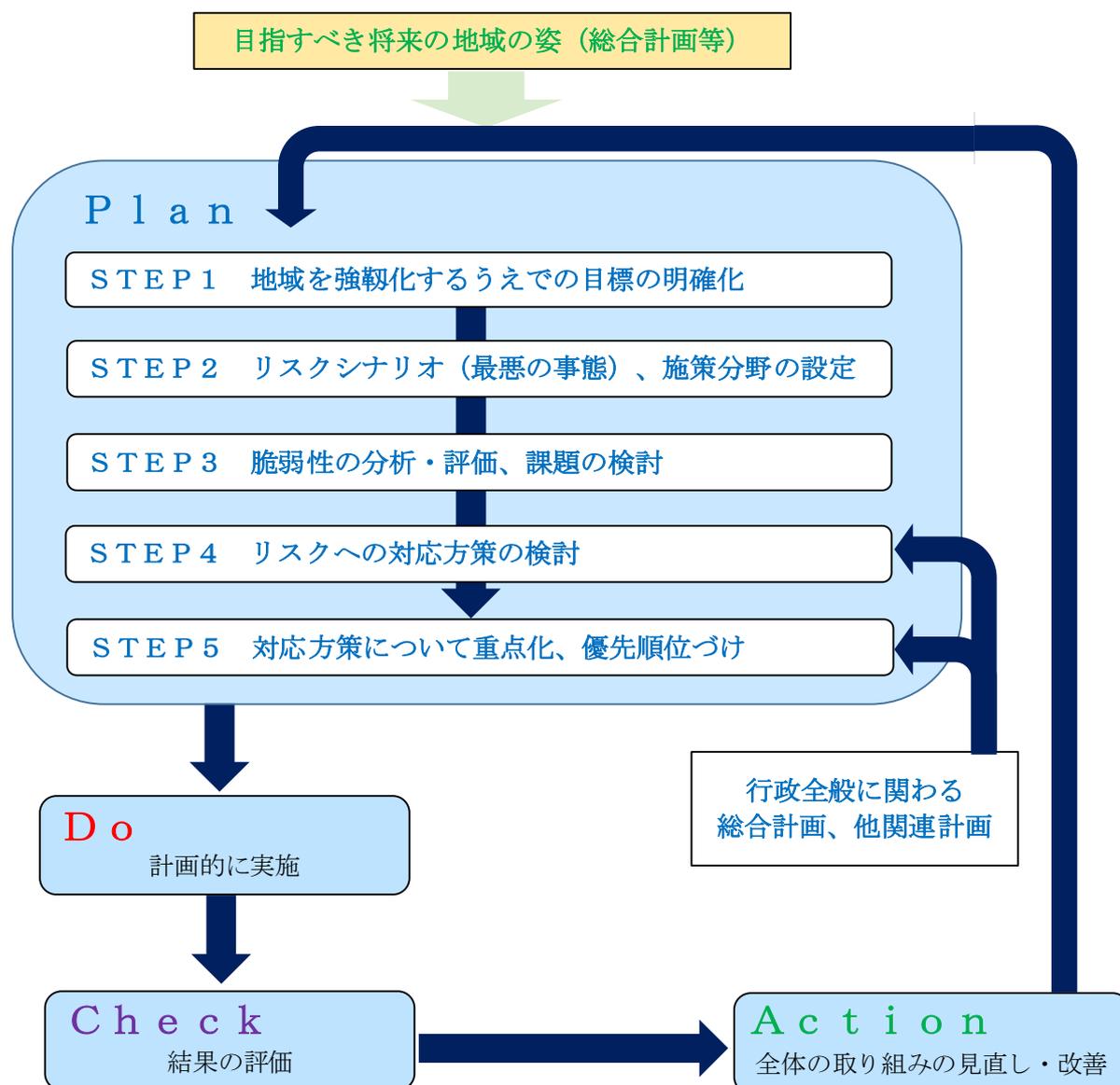


図 地域防災計画との関係

II 強靱化の基本的な考え方

1 計画策定の基本方針

内閣官房国土強靱化推進室が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第6版)」では、国土強靱化とは、「国・地域のリスクマネジメントであり、下図に掲げたPDCAサイクルを繰り返すことにより推進するもの。」とされています。本計画の策定にあたっては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策(施策)や国土利用及び経済社会システムの現状のどこに問題があるのかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、脆弱と評価した部分に何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位づけ」を行ったうえで推進することとします。



2 目標

本市の強靱化を推進するにあたり、基本法並びに基本計画及び県の計画に即し「基本目標」及び基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」について、次のとおりとします。

(1) 基本目標

- ① 市民の生命を守る
- ② 市と地域社会の重要な機能を維持する
- ③ 市民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を行う

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

Ⅲ 地域特性

1 自然的条件

(1) 地勢等

三豊市は、平成 18 年 1 月 1 日に三豊郡の旧高瀬町、旧山本町、旧三野町、旧豊中町、旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町が合併し誕生しました。

本市は、香川県西部に位置し、西側は瀬戸内海の燧灘に面しており、仁尾港の沖合に大蔦島、小蔦島が浮かんでいます。北側では、詫間湾をはさみ粟島、志々島が浮かんでおり、その先に備讃瀬戸が広がっています。北東部は象頭山（琴平山）、大麻山、弥谷山などに接し、南東部は讃岐山脈の中蓮寺峰、若狭峰、猪ノ鼻峠、六地藏峠などを境に徳島県に接しています。

(2) 面積

面積は、222.70 k m² で、香川県内では高松市に次いで 2 番目の規模となっています。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯

人口は 65,524 人（平成 27 年国勢調査）で、香川県下では高松市、丸亀市に次ぐ人口規模となっています。世帯数は 22,761 世帯、平均世帯員数は 2.88 人／世帯となっています。

(2) 交通

本市には、北東から南西方向に高松自動車道、国道 11 号、377 号、J R 予讃線が走り、南東部には、南北に国道 32 号、J R 土讃線が走っており、幹線交通軸を形成しています。特に、高速自動車道については、市内にさぬき豊中インターチェンジ、三豊鳥坂ーフインターチェンジを有しています。また、国道 32 号を通じて井川池田インターチェンジとも連絡し、高松、松山、高知、徳島、岡山など各方面に向けて交通の利便性が高くなっています。

さらに、J R 詫間駅、高瀬駅には、特急電車が停車するほか、土讃線の分岐点である J R 多度津駅、高松空港など交通の結節点にも近く、四国における交通の要衝に近接した恵まれた交通条件を有しています。

また、海上交通の拠点として、国際貿易港である詫間港とマリンレジャーの盛んな仁尾港の 2 つの地方港湾（香川県管理）を有しています。

IV 想定する大規模自然災害

市民生活・市民経済に影響を及ぼすことが予想されるリスクとして、自然災害のほか、に鉄道事故や航空機事故、人為的な要因による林野火災、あるいはテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、本市においては、以下の2点を「最悪の事態の要因」として想定するとともに、大規模な地震の発生直後に大規模な風水害が発生するような複合的な被害も想定した評価を実施しました。

なお、雪、雷及び気候（冷夏）については、本市の気候条件等から大規模または長期的な被害となることが想定し難いこと、噴火については、近隣に火山が無いことから、想定するリスクから除外しました。

＜最悪の事態の要因＞

- ア．南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波
- イ．大規模な風水害

V 脆弱性評価及び対応策

「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」、「大規模な風水害」に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、本市における脆弱性を評価するとともに、その対応策を検討します。

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

「起きてはならない最悪の事態」について、基本計画及び県の計画との調和を考慮し、33項目を設定しました。

また、「起きてはならない最悪の事態」のうち、事態が与える影響の大きさや優先度等を踏まえ、13の「特に回避すべき最悪の事態」を設定しました。

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		ページ番号
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	13～24
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	25～28
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	29～36
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水	37～40
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生	41～46
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	47～52
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	53～58
		2-2	長期にわたる離島・山間部等の孤立	59～65
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	66～72
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	73～76
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足	77～81
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	82～87
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	88～90

網掛けは、「特に回避すべき最悪の事態」を示す。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		ページ 番号
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	91
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	92
		3-3	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	93～100
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	101～103
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要なものに伝達できない事態	104～106
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	107～109
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	110～113
		5-3	食料等の安定供給の停滞	114～116
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	117～118
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	119～120
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	121～122
		6-4	陸・海・空のネットワークが分断する事態	123～128
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生	129～134
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	135～137
		7-3	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	138～142
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	143～145
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	146～148
		8-2	災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態	149～150
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	151～153
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	154～157

網掛けは、「特に回避すべき最悪の事態」を示す。

2 三豊市国土強靱化に向けた施策分野

本計画の対象となる施策分野は、強靱化を図るため、以下の 11 の個別施策分野とします。

(個別施策分野)

A 行政機能／警察・消防等、B 住宅・都市、C 保健医療・福祉、D エネルギー、
E 情報通信、F 産業、G 交通・物流、H 農林水産、I 地域保全、J 環境、K 土地利用

8つの「事前に備えるべき目標」	33の「起きてはならない最悪の事態」	施策分野（11分野）										
		行政機能／警察・消防等 A	住宅・都市 B	保健医療・福祉 C	エネルギー D	情報通信 E	産業 F	交通・物流 G	農林水産 H	地域保全 I	環境 J	土地利用 K
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	[1-1] 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	[1-2] 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	●	●					●				
	[1-3] 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	●	●		●	●				●	●	
	[1-4] 異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水	●							●	●		
	[1-5] 大規模な土砂災害(深層崩壊)、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生	●						●	●	●		
	[1-6] 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	●	●	●		●		●				
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	[2-1] 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	●	●	●	●			●				
	[2-2] 長期にわたる離島・山間部等の孤立	●	●	●		●		●		●		
	[2-3] 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●	●	●	●			●		●		
	[2-4] 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	●		●	●			●		●		
	[2-5] 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足	●	●			●		●				
	[2-6] 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	●		●	●			●				
	[2-7] 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	●		●								
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	[3-1] 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	●										
	[3-2] 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	●						●				
	[3-3] 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●	●		●	●		●		●		
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	[4-1] 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	●	●		●	●						
	[4-2] テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要なものに伝達できない事態		●			●						
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	[5-1] 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	●		●	●			●	●	●		
	[5-2] 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		●		●	●		●	●	●	●	
	[5-3] 食料等の安定供給の停滞		●					●	●	●		
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	[6-1] 電力供給ネットワーク(送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	●	●		●			●				
	[6-2] 上水道等の長期間にわたる供給停止		●						●			
	[6-3] 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		●					●	●		●	
	[6-4] 陸・海・空のネットワークが分断する事態	●		●	●			●				
7 制御不能な二次災害を発生させない	[7-1] 住宅密集地での大規模火災の発生	●	●	●				●		●		●
	[7-2] 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	●	●			●		●				
	[7-3] ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	●	●		●			●	●	●		
	[7-4] 農地・森林等の荒廃による被害の拡大							●	●	●		
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	[8-1] 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●						●			●	
	[8-2] 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態	●			●			●				
	[8-3] 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	●					●				
	[8-4] 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	●	●	●			●	●	●		●

3 脆弱性の評価結果及びその対応策

想定した33の「起きてはならない最悪の事態」について、脆弱性評価を行い、その対応策について検討した結果は、次のとおりです。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(防災拠点の整備)【行政】</p> <p>応急対策活動の拠点となる市役所本庁舎、危機管理センター及び支所等をはじめとする施設等の耐震化率は、100% (R2.1.1) を達成したが、今後も施設老朽化による耐震性能の低下が見込まれるので、引き続き、計画的に耐震診断を実施するなど対策が必要である。</p>	<p>(防災拠点の整備)【行政】</p> <p>発災時において応急対策活動の拠点となる市役所本庁舎、危機管理センター及び支所等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等に努める。</p>
②	<p>(公共施設の耐震化)【事業者・行政】</p> <p>防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、82.3% (H30.4.1) と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。</p>	<p>(公共施設の耐震化)【事業者・行政】</p> <p>学校、社会福祉施設、病院、保育所、公民館、市民センター等の公共的施設においては、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。また、多数の者が利用する公共施設等において、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。</p>
③	<p>(公共施設の耐震性)【事業者・行政】</p> <p>防災拠点となる公共施設等において、未だ一部の施設で耐震性が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む必要がある。</p>	<p>(公共施設の耐震性)【事業者・行政】</p> <p>多数の者が利用する公共施設等において、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化に努める。</p>

④	<p>(住宅・建物等の耐震化)【市民・事業者・行政】</p> <p>住宅の耐震化率は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</p>	<p>(住宅・建物等の耐震化)【市民・事業者・行政】</p> <p>市営住宅及び民間住宅をはじめとした建築物において、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進に努める。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物等においては、重点的な耐震化の促進に努める。</p>
⑤	<p>(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】</p> <p>道路施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。また、道路交通施設の倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】</p> <p>耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。</p>
⑥	<p>(橋梁等の長寿命化計画)【行政】</p> <p>交通施設等において、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適切な維持管理に努める必要がある。</p>	<p>(橋梁等の長寿命化計画)【行政】</p> <p>道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路(農道も含む)において代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。</p>
⑦	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】</p> <p>交通安全施設等において、停電等にも対処できるように整備を推進する必要がある。</p>	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】</p> <p>交通安全施設等において、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう優先順位をつけて信号機電源付加装置等の整備を推進する。また、カーブミラー、街路灯の整備を推進する。</p>

⑧	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>
⑨	<p>(大規模盛土造成地の安全性向上)【事業者・行政】</p> <p>大規模な地震や風水害が発生した時に被害を受けやすい大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消し、安全性を向上させる必要がある。</p>	<p>(大規模盛土造成地の安全性向上)【事業者・行政】</p> <p>大規模盛土造成地等の危険箇所の把握やマップ作成を行うとともに、優先度の高いものから、危険度の状況について調査・確認を行う。</p>
⑩	<p>(住宅密集地の火災の防除)【市民・行政】</p> <p>建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための取り組みを推進する必要がある。また、大規模火災のリスクが高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備においては、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。</p>	<p>(住宅密集地の火災の防除)【市民・行政】</p> <p>住宅密集地における火災の危険を防除するため、住宅密集地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、住宅密集地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。</p> <p>大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備においては、施設そのものに対する被害の防止、避難地等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。</p>
⑪	<p>(延焼防止)【行政】</p> <p>建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための取り組みを推進する必要がある。また、大規模火災のリスクが高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備においては、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。</p>	<p>(延焼防止)【行政】</p> <p>街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。</p>

⑫	<p>(消防関係団体の連携)【事業者・行政】</p> <p>消防関係団体の連携強化を図り、災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	<p>(消防関係団体の連携)【事業者・行政】</p> <p>消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。</p>
⑬	<p>(緊急消防援助隊の応援・受援体制)【行政】</p> <p>大規模地震及び大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>(緊急消防援助隊の応援・受援体制)【行政】</p> <p>県内外の市町及び一部行政組合と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。</p>
⑭	<p>(消火活動の体制整備)【行政】</p> <p>災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。</p>	<p>(消火活動の体制整備)【行政】</p> <p>同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。</p>
⑮	<p>(防火・防災意識の向上)【市民・事業者・行政】</p> <p>建物及び住宅の火災予防・被害軽減のために、防火・防災意識の向上を推進する必要がある。</p>	<p>(防火・防災意識の向上)【市民・事業者・行政】</p> <p>各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、事業者においては、消火訓練の実施を促すなど、啓発を推進する。</p>
⑯	<p>(市民の防災行動力の向上)【市民・事業者・行政】</p> <p>建物及び住宅の火災予防・被害軽減のために、防火・防災意識の向上を推進する必要がある。</p>	<p>(市民の防災行動力の向上)【市民・事業者・行政】</p> <p>地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、三観広域消防本部の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練の推進を図る。</p>

⑰	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】</p> <p>防災拠点となる主な公共施設等において、装備資機材の機能向上を図るとともに、関係機関の連携等による情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】</p> <p>南海トラフ地震等に備え、市内の被災状況や他県等からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害関係機関を集約した、災害対策本部室の整備を行い、市の防災拠点としての体制整備を図る。また、市の防災拠点となる主な公共施設等の整備を図る。</p>
⑱	<p>(相互応援体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>大規模地震及び大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>(相互応援体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、県内のみならず他県の市町等との間で、広域的な応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援体制の整備を図る。</p>
⑲	<p>(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>県外から円滑に応援を受けるための体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国地方をはじめとした、中国地方の各県等から円滑に応援を受けることなどができるよう県と協力し、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。</p>

⑳	<p>(帰宅困難者に対応する避難所運営体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>(帰宅困難者に対応する避難所運営体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、主要駅や港湾のターミナル等の周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。</p>
㉑	<p>(宅地の耐震化)【行政】</p> <p>大規模盛土造成地において、大地震が発生した場合に大きな被害が生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあるために住民への情報提供を図る必要がある。</p>	<p>(宅地の耐震化)【行政】</p> <p>変動予測調査の実施により、大規模盛土造成地の位置と規模を把握し、住民への情報提供等を図る。</p>
㉒	<p>(住宅、建築物等の耐震化)【市民・事業者・行政】</p> <p>地震発生時に耐震性能の不足した住宅及び建築物等が倒壊することにより、救援活動に支障をきたし、住民の生命に危険を及ぼすおそれがある。また、液状化により住宅及び建築物等の基礎等が不同沈下し、生活復旧に支障を及ぼすおそれがある。</p>	<p>(住宅、建築物等の耐震化)【市民・事業者・行政】</p> <p>「三豊市地域防災計画」に基づき、市内の液状化危険予測図を作成及び周知に努める。また、「三豊市耐震改修促進計画」に基づき、市内に存する住宅・建築物等の耐震化の促進を図るため、耐震性能が不足する住宅・建築物等の所有者に対し、耐震診断・耐震改修等の助成制度を周知していくとともに、当該制度の拡充などの耐震化促進策を検討する。</p>
㉓	<p>(校舎等の耐震化)【行政】</p> <p>市内各幼稚園・児童福祉施設、小中学校及び高校の校舎等の耐震化は完了しているが、今後、経年劣化による耐震性の低下が考えられるので、計画的に耐震診断を行う必要がある。</p>	<p>(校舎等の耐震化)【行政】</p> <p>学校施設の校舎等の耐震診断を計画的に推進する。</p>

②④	<p>(交通施設等に関する耐震化等)【事業者・行政】</p> <p>大規模地震時に鉄道網の機能が果たせなくなるとともに、各JR駅や高架構造物等の倒壊により、乗客や周辺住民等の安全が確保できなくなるおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(交通施設等に関する耐震化等)【事業者・行政】</p> <p>各事業者による各JR駅や高架構造物等の耐震化対策を促進する。特に、緊急輸送道路等と交差または並走する橋梁、高架橋の耐震補強等を促進する。</p>
②⑤	<p>(商店街の防災対策)【市民・事業者・行政】</p> <p>不特定多数の市民が利用する商店街において、老朽化したアーケードやアーチに対する震災対策を行う必要がある。</p>	<p>(商店街の防災対策)【市民・事業者・行政】</p> <p>老朽化したアーケードやアーチに対して、耐震化、撤去等の震災対策を進める。</p>
②⑥	<p>(避難場所等の整備)【事業者・行政】</p> <p>住宅密集地に避難及び救援活動の場や火災の延焼防止となるオープンスペースや農地等がなければ、被害が拡大するおそれがあるために対策が必要である。</p>	<p>(避難場所等の整備)【事業者・行政】</p> <p>救援活動の場となる広域避難地の防災機能の強化を図るとともに、住宅密集地における一時避難場所や火災の延焼防止となる公園の適正配置を行うほか、農地等を避難場所として利用することについて検討する。</p>
②⑦	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【事業者・行政】</p> <p>地震などにより、道路、歩道橋等の道路附属物、緊急輸送道路下にあるライフラインが、倒壊または損傷等し、交通ネットワークの機能が停止または低下するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【事業者・行政】</p> <p>緊急輸送道路において橋梁の耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努めるとともに電柱倒壊の防止対策として、電線類の地中化に努める。また、緊急輸送道路や避難路となる道路の整備を進める。</p> <p>鉄道により住宅密集地が分断されているJR各駅周辺は、避難路等都市防災機能を強化するため、踏切除去や道路との立体交差化の検討を図り、関連事業の推進に努める。</p>

<p>⑳</p>	<p>(住宅密集地の改善等)【事業者・行政】</p> <p>住宅密集地においては、建物の崩壊により緊急車両の通行が阻害され、消火、救急及び支援活動に多大な影響を及ぼすおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(住宅密集地の改善等)【事業者・行政】</p> <p>土地区画整理事業などの市街地整備事業により、道路や公園の整備を引き続き進め、火災延焼を防ぐ空間をすることで災害に強い街並みを形成するとともに、市街地再開発事業などにより建物の更新を図ることで住宅密集地の解消を図る。</p>
<p>㉑</p>	<p>(住宅密集地における消防活動の確保)【行政】</p> <p>延焼火災により、死傷者が発生するおそれがある。また、道路が狭いことや地震による障害物で、消防署員及び消防団員が災害現場に接近できないことや、隣接建物との空間が十分に無いことにより、消防活動が困難となるおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(住宅密集地における消防活動の確保)【行政】</p> <p>密集地訓練・警防調査の実施、出動体制の強化など消防活動上必要な対策を講じる。</p> <p>住宅密集地周辺の自主防災組織等の育成と資機材の強化を図る。</p>
<p>㉒</p>	<p>(避難所運営の円滑化)【事業者・行政】</p> <p>避難所の運営は、避難者と連携して行うものであるが、災害の経験不足から避難所運営が混乱するおそれがあるために、日頃から対策を行う必要がある。</p>	<p>(避難所運営の円滑化)【事業者・行政】</p> <p>避難所の運営は、避難者と行政等が連携して行うものであり、防災講演会、出前講座及び広報誌などを通じて啓発する。</p> <p>地域における避難所運営のリーダーを養成するため避難所運営研修(HUG)を実施する。避難所を避難者自らが運営できるように「避難所運営マニュアル」を策定し、全ての避難所に設置する。</p>
<p>㉓</p>	<p>(避難所運営等における男女共同参画)【市民・事業者・行政】</p> <p>避難所運営など災害対応の場においては、女性・乳幼児など子育て中の人、障がいのある人・LGBTなどへの配慮が欠ける対応となりやすく、避難者の生活に支障が生じるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(避難所運営等における男女共同参画)【市民・事業者・行政】</p> <p>男女共同参画セミナー等において「防災」をテーマとして取り扱い意識の啓発に努め、男女共同参画の視点を持って主体的に行動できる人材を育成する。</p>

<p>③②</p>	<p>(避難所の機能継続性の確保)【行政】</p> <p>学校施設において、天井等の脱落、電力、通信、上下水道施設等の損壊などにより、避難所として機能が失われた場合には、避難者の生活に支障が生じるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(避難所の機能継続性の確保)【行政】</p> <p>学校施設が、避難所として機能するように、災害時の揺れなどから避難者を守る対策を検討する。</p> <p>避難所として長期使用されることが想定されるエリアにおいて、洋式トイレ・多目的トイレの整備や、スロープの設置やバリアフリー化を検討するとともに、空調の整備を検討する。</p> <p>夜間照明や通信機器用電力等、避難所として運営を継続させるための最低限の電力を確保するため、太陽光発電設備や非常時の接続盤の設置等を検討する。</p> <p>災害時に情報収集をすることができるテレビ・電話端子等の設置を推進する。</p> <p>耐震性の高い給水管等の整備を検討するとともに受水槽の耐震化や緊急遮断弁の設置など、災害時の飲料水等の確保を検討する。</p> <p>また、排水管の耐震化についても検討する。</p>
<p>③③</p>	<p>(避難所における給水の確保)【事業者・行政】</p> <p>水道施設が損壊などにより水道供給が途絶した場合、避難者の生活に支障が生じるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(避難所における給水の確保)【事業者・行政】</p> <p>非常時に備え、給水車を適切に管理する。また、必要に応じて給水パックによる給水を円滑に行うことができるよう、給水パックの在庫管理を適切に行う。</p>
<p>③④</p>	<p>(福祉避難所施設数の拡大)【事業者・行政】</p> <p>要配慮者について、一般の避難所で長期の避難生活を継続した場合、体調を崩すおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(福祉避難所施設数の拡大)【事業者・行政】</p> <p>一般の避難所での生活が困難である要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の施設数の拡大を図る。</p>

③⑤	<p>(福祉避難所の人的応援体制の充実)【事業者・行政】</p> <p>災害等が発生した場合には、福祉避難所の従業員の出勤が困難(特に、看護師や介護士等の専門職の確保)となるため、福祉避難所が開設できないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(福祉避難所の人的応援体制の充実)【事業者・行政】</p> <p>「災害時における相互応援に関する協定」に基づく、香川県及び県下市町との相互応援などにおいて、被災時における看護師や介護士等の専門職の人的応援体制について検討を進める。</p>
③⑥	<p>(避難場所の整備)【事業者・行政】</p> <p>指定緊急避難場所となっている公園において、公園内の樹木の倒木、火災などにより、避難場所としての機能が阻害されるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(避難場所の整備)【事業者・行政】</p> <p>指定緊急避難場所としての機能を十分に発揮するよう、防災施設等の整備をする。また、公園内の樹木の倒木や延焼により避難地としての機能が阻害されないよう、老木や枯れ枝の除去等、維持管理を適正に行う。</p>
③⑦	<p>(防災士の育成)【市民・事業者・行政】</p> <p>防災士の育成を図り、地域の防災力向上を図る必要がある。</p>	<p>(防災士の育成)【市民・事業者・行政】</p> <p>自主防災力強化事業費補助金の推進を図り、防災士会を活用したスキルの向上を図る。</p>
③⑧	<p>(福祉避難所の必要性の検討)【事業者・行政】</p> <p>福祉施設が被災し、入所者の避難が必要となる事態を想定し、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備の検討を図る必要がある。</p>	<p>(福祉避難所の必要性の検討)【事業者・行政】</p> <p>被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を検討する。</p>
③⑨	<p>(外国人への情報提供)【事業者・行政】</p> <p>外国人への情報伝達体制を整備する必要がある。</p>	<p>(外国人への情報提供)【事業者・行政】</p> <p>市のホームページの多言語化を図り、避難情報等を伝達する。また、外国人観光客が利用できるWi-Fiスポットの設置を促し、防災情報のインフラ整備を充実させる。</p>

⑩	<p>(被災動物の救護体制構築)【市民・事業者・行政】</p> <p>被災動物の救護体制が不十分であることから、「災害時におけるペットの対応方針」を検討する必要がある。</p>	<p>(被災動物の救護体制構築)【市民・事業者・行政】</p> <p>被災動物の救護体制を構築するため、「災害時におけるペットの同行避難マニュアル」を作成するとともに、保護者・住民等への啓発、動物愛護団体等との協定締結等を検討する。</p>
⑪	<p>(性別・年齢に配慮した避難生活)【市民・事業者・行政】</p> <p>避難生活による環境の変化や役割の偏重などのストレスにより、心身の体調不良を起こすケースがある。</p>	<p>(性別・年齢に配慮した避難生活)【市民・事業者・行政】</p> <p>性別・年齢の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組み、相談体制の充実を図る。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	
指標の名称		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
民間住宅耐震対策支援事業実績(昭和56年5月以前)		13件/年	20件/年
老朽空き家の除却棟数		17棟数/年	20棟数/年
防災拠点となる公共施設等の耐震化率		防災拠点施設 91.6%	防災拠点施設 95.0%
防災士会の登録人数		168人(累計)	175人(累計)
自主防災組織のカバー率		75.7%	100%
家具類転倒防止対策実施数		7件(累計)	50件(累計)

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
番号	脆弱性評価		対応策
①	<p>(特殊建築物の防災査察)【事業者・行政】 不特定多数の利用者が利用する特殊建築物において、防災査察等を通じて、防災指導を行う必要がある。</p>		<p>(特殊建築物の防災査察)【事業者・行政】 ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物において、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。</p>
②	<p>(多数の者を収容する施設の避難計画の作成)【事業者・行政】 学校、病院その他多数の者を収容する施設において、停電や火災の発生、情報提供の遅れなど複数の条件が重なることにより、利用者の中でパニックが発生する可能性がある。また、混雑状況が激しい場合、集団転倒などにより人的被害が発生する可能性もあるので、その対策が必要となる。</p>		<p>(多数の者を収容する施設の避難計画の作成)【事業者・行政】 学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。</p>
③	<p>(住宅・建物等の耐震化)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1④〉 住宅の耐震化率は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</p>		<p>(住宅・建物等の耐震化)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1④〉 市営住宅及び民間住宅をはじめとした建築物において、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進に努める。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物等においては、重点的な耐震化の促進に努める。</p>

④	<p>(公共施設の耐震化)【事業者・行政】〈再掲 1-1②〉</p> <p>防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、82.3% (H30. 4. 1) と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。</p>	<p>(公共施設の耐震化)【事業者・行政】〈再掲 1-1②〉</p> <p>学校、社会福祉施設、病院、保育所、公民館、市民センター等の公共的施設においては、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。また、多数の者が利用する公共施設等において、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。</p>
⑤	<p>(公共施設の耐震性)【事業者・行政】〈再掲 1-1③〉</p> <p>防災拠点となる公共施設等において、未だ一部の施設で耐震性が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む必要がある。</p>	<p>(公共施設の耐震性)【事業者・行政】〈再掲 1-1③〉</p> <p>多数の者が利用する公共施設等において、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化に努める。</p>
⑥	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>
⑦	<p>(消防車両の確保)【行政】</p> <p>建築物等全ての耐震化を短期間に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	<p>(消防車両の確保)【行政】</p> <p>大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、市、県、警察、三観広域消防本部等が協力して、消防ポンプ自動車、救助工作車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。</p>

⑧	<p>(多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化)【事業者・行政】</p> <p>多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の実施及び耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判断された当該建築物等の耐震化への取り組みがなければ、当該建築物等が倒壊等し、利用者等の生命に危険を及ぼすおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化)【事業者・行政】</p> <p>「三豊市耐震改修促進計画」に基づき、多数の者が利用する大規模建築物等の所有者に対し、耐震診断の助成制度を周知していくとともに、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判断された建築物等の耐震化を促進する。</p>
⑨	<p>(学校施設等における天井等の脱落対策)【行政】</p> <p>学校施設等及び文化教育施設のうち災害時に避難所となる屋内運動場等において、吊り天井等の脱落対策を実施しなければ、児童生徒や避難者等に被害が発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(学校施設等における天井等の脱落対策)【行政】</p> <p>学校施設等及び文化教育施設では、避難所となる屋内運動場を中心に、天井等の脱落対策を推進する。また、ガラス飛散防止対策や設備機器の落下防止対策を推進する。</p>
⑩	<p>(施設管理者の災害対応力の強化)【行政】</p> <p>施設管理者(市職員等)の災害対応能力向上に取り組まなければ、人的被害が発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(施設管理者の災害対応力の強化)【行政】</p> <p>災害対応能力向上のため、実行性のある各種防災訓練、職員研修の実施に努める。</p>
⑪	<p>(防火管理者未選任に伴う二次被害の拡大)【行政】</p> <p>防火管理者の選任義務がある不特定多数が集まる施設においては、防火管理者未選任の状態で大規模自然災害が発生した場合には、適切な初期消火が行われないことにより、火災が延焼拡大するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(防火管理者未選任に伴う二次被害の拡大)【行政】</p> <p>査察要領に基づき、管内防火対象物の立入検査を実施する。</p> <p>防火管理者が、未選任の不特定多数が集まる施設に対し、防火管理者の選任・届出を指導する。防火管理者が選任された施設に対し、消防計画の作成・届出と消防訓練の実施を指導する。</p>
⑫	<p>(公共施設等の総合管理)【行政】</p> <p>市役所本庁舎やインフラ施設などの公共施設において、維持管理や老朽化対策などを適切に実施しなければ、復旧、復興活動に支障をきたすおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(公共施設等の総合管理)【行政】</p> <p>平成 29 年 3 月策定の三豊市公共施設等総合管理計画に基づき、国等の交付金や補助金を積極的に活用して、適切に公共施設の維持管理、老朽化対策、長寿命化または施設の更新(統廃合等を含む)等を進める。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
指標の名称		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校等の防災訓練の実施件数		26回/年	52回/年
防災に関する職員研修会		2回/年	3回/年
地区別・自治会単位の防災訓練件数		22回/年	30回/年

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	(相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉 大規模地震及び大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。	(相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、県内のみならず他県の市町等との間で、広域的な応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援体制の整備を図る。
②	(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑲〉 県外から円滑に応援を受けるための体制整備を図る必要がある。	(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑲〉 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国地方をはじめとした、中国地方の各県等から円滑に応援を受けることなどができるよう県と協力し、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。

③	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>防災拠点となる主な公共施設等において、装備資機材の機能向上を図るとともに、関係機関の連携等による情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>南海トラフ地震等に備え、市内の被災状況や他県等からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害関係機関を集約した、災害対策本部室の整備を行い、市の防災拠点としての体制整備を図る。また、市の防災拠点となる主な公共施設等の整備を図る。</p>
④	<p>(避難情報の伝達手段の強化)【行政】</p> <p>避難に関する情報の伝達方法について、多様な手段を整備する必要がある。</p>	<p>(避難情報の伝達手段の強化)【行政】</p> <p>避難に関する情報の伝達方法については、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。</p> <p>また、今後も各情報伝達体制を検証し、より実践的に改善するとともに、多様な情報通信機器を利用し、情報伝達体制の確立を図る。</p>
⑤	<p>(要配慮者への情報伝達手段の工夫)【市民・行政】</p> <p>高齢者、障がい者等の要配慮者への情報伝達体制を整備する必要がある。</p>	<p>(要配慮者への情報伝達手段の工夫)【市民・行政】</p> <p>情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた多様な情報伝達手段で伝達を行うなど、自治会長、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。</p>

⑥	<p>(情報伝達設備の整備)【市民・行政】</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図る必要がある。住民による情報伝達体制を確立する必要がある。</p>	<p>(情報伝達設備の整備)【市民・行政】</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県及び三豊市防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化を図る。さらに、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を行うほか、防災行政無線操作卓等の定期的な改修や更新によって情報伝達設備の強化に努める。一方、市民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機設置率の向上に努め、市民による情報伝達体制も確立する。</p> <p>加えて、県が主体となり、適宜、近隣市町との情報伝達訓練を実施する。</p>
⑦	<p>(防火・防災意識の向上)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1⑮〉</p> <p>建物及び住宅の火災予防・被害軽減のために、防火・防災意識の向上を推進する必要がある。</p>	<p>(防火・防災意識の向上)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1⑮〉</p> <p>各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、事業者においては、消火訓練の実施を促すなど、啓発を推進する。</p>
⑧	<p>(市民の防災行動力の向上)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1⑯〉</p> <p>建物及び住宅の火災予防・被害軽減のために、防火・防災意識の向上を推進する必要がある。</p>	<p>(市民の防災行動力の向上)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1⑯〉</p> <p>地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、三観広域消防本部の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練の推進を図る。</p>

⑨	<p>(危険物関係施設の自主点検の実施)【事業者・行政】 危険物等関係施設の安全性を確保する必要がある。</p>	<p>(危険物関係施設の自主点検の実施)【事業者・行政】 危険物の貯蔵・取扱等関係施設の安全性を確保するため、事業所における自衛消防組織等の設置や自主点検の実施などを図れるよう、関係機関と連携し、指導を行うとともに、事業者等に対して講習会、研修会を実施し、危険物等に関する知識の向上を図る。</p>
⑩	<p>(津波避難計画の作成)【市民・事業者・行政】 津波への対策を図るため、津波避難計画を作成し、住民に十分周知する必要がある。</p>	<p>(津波避難計画の作成)【市民・事業者・行政】 津波避難対象地区において、県の作成した基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知する。</p>
⑪	<p>(適切な避難のための情報伝達)【行政】 適切な避難が行えるよう、平常時より計画的かつ円滑に情報伝達を行うための準備が必要である。 また、気象庁の南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応方針を策定し、住民へ周知する必要がある。</p>	<p>(適切な避難のための情報伝達)【行政】 地震発生時に適切な避難が行えるよう、南海トラフ地震臨時情報や津波警報等の内容も踏まえ、避難の勧告または指示を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定し、住民への周知啓発を図る。</p>
⑫	<p>(自主防災組織の結成、活動促進)【市民・行政】 津波への対策を図るため、自主防災組織の結成や活動促進を図り、学校等と連携を強化する必要がある。</p>	<p>(自主防災組織の結成、活動促進)【市民・行政】 津波浸水予測図を基本として、津波避難対象地区を指定するとともに、重点的に自主防災組織の結成や学校等と連携した活動促進に努める。</p>

⑬	<p>(適切な避難のための体制整備)【市民・事業者・行政】</p> <p>平常時から避難場所の確認など、発災時の体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(適切な避難のための体制整備)【市民・事業者・行政】</p> <p>指定された避難対象地区の住民や学校等や文化教育施設、社会福祉施設・企業等において、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の体制整備を図る。</p>
⑭	<p>(避難経路の検討)【市民・行政】</p> <p>住民は、避難すべき最適の経路を近隣住民とともに日頃から検討する必要がある。市は、住民が自主的に避難体制を整えられるようにサポートする必要がある。</p>	<p>(避難経路の検討)【市民・行政】</p> <p>耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等において必要に応じて橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。</p>
⑮	<p>(住宅・建物等の耐震化)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1④〉</p> <p>住宅の耐震化率は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</p>	<p>(住宅・建物等の耐震化)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1④〉</p> <p>市営住宅及び民間住宅をはじめとした建築物において、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進に努める。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物等においては、重点的な耐震化の促進に努める。</p>
⑯	<p>(津波等からの円滑な避難)【市民・行政】</p> <p>津波等からの円滑な避難を確保するため、住民への情報提供などのソフト対策を進める必要がある。</p>	<p>(津波等からの円滑な避難)【市民・行政】</p> <p>津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップの作成を促進するとともに、ホームページへの掲載などにより、早期避難について、住民への周知を図る。</p>

⑰	<p>(水門等の遠隔操作化)【行政】</p> <p>水門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進と併せて、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。</p>	<p>(水門等の遠隔操作化)【行政】</p> <p>津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。</p>
⑱	<p>(島しょ部の災害対応力強化)【市民・事業者・行政】</p> <p>災害時に孤立が予想される島しょ部では、速やかな対応が困難になるものと想定されるため、本土との連携を緊密にし、災害対応能力を高める必要がある。</p>	<p>(島しょ部の災害対応力強化)【市民・事業者・行政】</p> <p>自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を図るとともに、本土と連携し、島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、島しょ部における防災機能や共助体制の強化に努める。</p>
⑲	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】</p> <p>海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する必要がある。</p>	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】</p> <p>海岸堤防等について、市の「海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設においては、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。</p>
⑳	<p>(広域災害時の想定)【市民・事業者・行政】</p> <p>南海トラフ地震(最大クラス)等の広域的かつ大規模災害が発生した場合には、現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、J-A-L-E-R-Tの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を進め、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。</p>	<p>(広域災害時の想定)【市民・事業者・行政】</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本としており、国、県、市町など関係機関が協力して、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせることで、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。</p>

⑳	<p>(河川等の整備における自然環境への配慮)【行政】</p> <p>河川等の整備にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。</p>	<p>(河川等の整備における自然環境への配慮)【行政】</p> <p>河川等の整備にあたっては、自然との共生や自然環境に配慮する。</p>
㉑	<p>(準用河川計画に基づく整備)【市民・行政】</p> <p>河川や海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、市は「準用河川計画」を策定し、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する必要がある。</p>	<p>(準用河川計画に基づく整備)【市民・行政】</p> <p>河川や海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、市では「準用河川計画」を策定し、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。</p>
㉒	<p>(避難場所、避難路等の整備)【行政】</p> <p>大規模津波が発生した時に、高台の避難場所や避難路が整備されていないければ、市民が津波から逃げ遅れるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(避難場所、避難路等の整備)【行政】</p> <p>津波発生後、直ちに津波の影響を受けない高台に避難ができるように、一時避難場所となる施設等の配置・整備を行うとともに避難路の整備を進める。</p>
㉓	<p>(河川の整備及び耐震、津波対策等)【行政】</p> <p>巨大地震による津波等により、河川管理施設や河川堤防が被害を受け、市民が津波から逃げ遅れるおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(河川の整備及び耐震、津波対策等)【行政】</p> <p>排水機場等の河川管理施設や河川堤防の耐震対策を上位計画に基づき進める。</p>
㉔	<p>(河川、海岸保全施設等の整備)【行政】</p> <p>南海トラフ地震等の被害を想定し、海岸堤防の整備、耐震、津波対策を実施しなければ、多数の死者が発生するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(河川、海岸保全施設等の整備)【行政】</p> <p>南海トラフ地震等の被害を想定し、香川県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に計画代表堤防高を定めているところであり、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、高潮対策に地震対策を合わせ、海岸保全施設の整備を計画的に進める。市は「準用河川計画」を策定する。</p>

⑳	<p>(津波避難場所等の拡充)【市民・事業者・行政】</p> <p>南海トラフ地震等が発生した場合、適切な避難場所を周知していなければ、多数の死者が発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(津波避難場所等の拡充)【市民・事業者・行政】</p> <p>津波の襲来に備え、一時避難場所の指定数を増やすとともに、内閣府及び香川県の想定に基づき、津波ハザードマップを作成(更新)し、津波の危険性を周知する。</p>
---	---	--

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水
番号	脆弱性評価	対応策
①	(大規模風水害の被害の軽減)【行政】 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、県の河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策を進める。	(大規模風水害の被害の軽減)【行政】 河川の氾濫に伴う洪水浸水等の水害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を実施するとともに、河積の確保や、上流ダムの建設等による整備を行う。
②	(洪水・内水予想範囲の周知啓発)【市民・行政】 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、排水施設の整備を推進する。併せて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、住民の避難体制確立等のソフト対策を組み合わせ実施し、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。	(洪水・内水予想範囲の周知啓発)【市民・行政】 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備を行う。
③	(適切な避難のための情報伝達)【市民・行政】 住民に洪水浸水予報等の情報を確実に伝える必要がある。	(適切な避難のための情報伝達)【市民・行政】 浸水想定区域の区域ごとに、洪水浸水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。

④	<p>(消防団員の確保・育成)【市民・行政】</p> <p>潜在的な入団希望者の入団を促進し、消防団の育成及び強化を進める必要がある。</p>	<p>(消防団員の確保・育成)【市民・行政】</p> <p>特に、女性層に対する消防団入団の活性化を推進するとともに、消防団員の確保・育成及び強化を図る。</p>
⑤	<p>(広域災害時の想定)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-3㉔〉</p> <p>南海トラフ地震(最大クラス)等の広域的かつ大規模災害が発生した場合には、現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、J-A L E R Tの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を進め、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。</p>	<p>(広域災害時の想定)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-3㉔〉</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。</p>
⑥	<p>(抜本的な治水対策)【行政】</p> <p>地球温暖化の影響と思われる異常気象による突発的で局所的な集中豪雨や台風の頻繁な襲来によって、河川の水位が上昇し、堤防が決壊するなど、河川の流域全体に甚大な浸水被害を及ぼすおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(抜本的な治水対策)【行政】</p> <p>高瀬川及び財田川等の越水による水害に備え、治水事業を促進するとともに、災害時の緊急復旧用資材の備蓄や災害対策車両の基地等として、水防活動の拠点となる河川防災ステーションの整備を検討する。</p>
⑦	<p>(総合的な治水対策・雨水対策の推進)【事業者・行政】</p> <p>住宅密集地で大規模地震により主要排水施設が被災し、その機能が失われ浸水した場合や、既存排水施設の能力を超えた異常気象等により浸水が発生した場合、人的被害、医療、社会福祉施設等の機能障害、交通アクセス不良、地下空間の被害、文化財の被害、水害廃棄物による汚染等、様々な被害が発生するおそれがあるために対策が必要である。</p>	<p>(総合的な治水対策・雨水対策の推進)【事業者・行政】</p> <p>主要排水施設の耐震性を確保し、適切な改築更新を行う。主要排水施設(排水路、都市下水路、排水機場、水門、ポンプ場等)の増強を行うとともに、雨水貯留管やバイパス管の新設を進める。</p> <p>自助・共助の支援策(内水ハザードマップや、防災意識向上の場の提供等)を検討する。</p>

⑧	<p>(河川、海岸保全施設等の整備)【行政】〈再掲 1-3㉔〉</p> <p>南海トラフ地震等の被害を想定し、海岸堤防の整備、耐震、津波対策を実施しなければ、多数の死者が発生するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(河川、海岸保全施設等の整備)【行政】〈再掲 1-3㉔〉</p> <p>南海トラフ地震等の被害を想定し、香川県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に計画代表堤防高を定めているところであり、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、高潮対策に地震対策を合わせ、海岸保全施設の整備を計画的に進める。市は「準用河川計画」を策定する。</p>
⑨	<p>(河川、護岸及び排水施設等の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>河川の堤、護岸及び排水施設等においては、防災対策や老朽化対応を実施しなければ、大雨、高潮及び津波等により、住宅密集地等に浸水被害を発生させるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(河川、護岸及び排水施設等の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>高潮堤防、水門、排水機場等の新設や適切な点検と的確な修繕を実施し、長寿命化を図る。</p>
⑩	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【事業者・行政】</p> <p>集落排水処理施設や排水施設においては、地震や老朽化等により破損が発生し、必要な排水能力が確保できなくなった場合、住宅密集地等に浸水被害を発生させるおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【事業者・行政】</p> <p>老朽化した都市下水路及び集落排水処理施設の改築、更新等の長寿命化及び機能健全化を行う。</p>
⑪	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>排水施設においては、地震や老朽化等により破損が発生し、必要な排水能力が確保できなくなった場合、住宅密集地等に浸水被害を発生させるおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>用水路や排水機場等の農業用施設の老朽化対策、耐震対策を進める。</p>

⑫	<p>(効率的かつ効果的な湛水排除)【行政】</p> <p>既存排水機場における事前排水や老朽化対策及び浸水被害が想定される区域への排水機場の新設を進めなければ、住宅密集地等に浸水被害を発生させるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(効率的かつ効果的な湛水排除)【行政】</p> <p>既存排水機場における事前排水等の効率的な運用や更新・増強・耐震対策及び浸水被害が想定される区域への排水機場の新設を進める。</p> <p>国及び県と連携して、機動的な排水作業が可能な排水ポンプ車の配備・増強を進める。</p>
---	---	--

重要業績指標

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水
指標の名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
河川、護岸及び排水対策等の防災対策及び機能強化	耐震計算を策定した排水機場 0箇所	耐震計算を策定した排水機場 4箇所

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	(相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉 大規模地震及び大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。	(相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、県内のみならず他県の市町等との間で、広域的な応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援体制の整備を図る。
②	(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑲〉 県外から円滑に応援を受けるための体制整備を図る必要がある。	(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑲〉 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国地方をはじめとした、中国地方の各県等から円滑に応援を受けることなどができるよう県と協力し、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。

③	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>防災拠点となる主な公共施設等において、装備資機材の機能向上を図るとともに、関係機関の連携等による情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>南海トラフ地震等に備え、市内の被災状況や他県等からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害関係機関を集約した、災害対策本部室の整備を行い、市の防災拠点としての体制整備を図る。また、市の防災拠点となる主な公共施設等の整備を図る。</p>
④	<p>(適切な避難のための情報伝達)【行政】</p> <p>J-ALERTの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、土砂災害警戒区域の指定等が進められているが、広域的かつ大規模な災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、対応方策について検討する必要がある。</p>	<p>(適切な避難のための情報伝達)【行政】</p> <p>地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等について、広報活動等を行い、住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害や山地災害のおそれのある区域において、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。また、ハザードマップの更新、標示看板の設置を推進する。</p>
⑤	<p>(土石流や山地災害に備えた啓発活動)【市民・行政】</p> <p>住民の避難体制の強化のため、適切な避難方法や情報の収集伝達体制を示すハザードマップを作成し普及啓発を図る必要がある。</p>	<p>(土石流や山地災害に備えた啓発活動)【市民・行政】</p> <p>土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。</p>
⑥	<p>(砂防ボランティアの支援)【市民・行政】</p> <p>想定している規模以上の土砂災害に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、砂防ボランティアとの連携強化を図り、被害を軽減する方策を検討する必要がある。</p>	<p>(砂防ボランティアの支援)【市民・行政】</p> <p>土砂災害から市民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。</p>

⑦	<p>(土石流危険溪流の砂防工事)【行政】</p> <p>土砂災害を予防するため、土石流危険溪流の砂防工事を行う必要がある。</p>	<p>(土石流危険溪流の砂防工事)【行政】</p> <p>土石流危険溪流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を進める。</p>
⑧	<p>(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)【行政】</p> <p>土砂災害を予防するため、急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事を行う必要がある。</p>	<p>(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)【行政】</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所において、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を進める。</p>
⑨	<p>(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)【行政】</p> <p>土砂災害を予防するため、地すべり危険箇所の地すべり防止工事を行う必要がある。</p>	<p>(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)【行政】</p> <p>地すべり危険箇所において、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を進める。</p>
⑩	<p>(山地災害危険地の治山事業)【行政】</p> <p>山地災害危険地における災害を防止するため、適切な治山事業が必要である。</p>	<p>(山地災害危険地の治山事業)【行政】</p> <p>山地災害危険地において、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。</p>
⑪	<p>(ため池ハザードマップによる啓発)【市民・事業者・行政】</p> <p>市は、県と連携し、決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所、避難経路を示すハザードマップを作成し普及啓発を図る必要がある。</p>	<p>(ため池ハザードマップによる啓発)【市民・事業者・行政】</p> <p>地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップの作成や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。</p>
⑫	<p>(老朽ため池の整備)【事業者・行政】</p> <p>地震による老朽ため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う必要がある。</p>	<p>(老朽ため池の整備)【事業者・行政】</p> <p>地震等に伴う老朽ため池の決壊等を未然に防止するため、老朽ため池の整備を行う。</p>

⑬	<p>(大規模ため池を中心とした地震対策)【事業者・行政】</p> <p>地震等によって大規模ため池が決壊することが懸念され、ため池・基幹的水利施設等の改修や耐震化、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(大規模ため池を中心とした地震対策)【事業者・行政】</p> <p>地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなど地域の安全性の確保を図る。</p>
⑭	<p>(中小規模のため池の整備)【行政】</p> <p>豪雨や台風等によって、中小規模ため池が決壊するリスクがあるために整備を行う必要がある。</p>	<p>(中小規模のため池の整備)【行政】</p> <p>豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。</p>
⑮	<p>(広域災害時の想定)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-3⑳〉</p> <p>南海トラフ地震(最大クラス)等の広域的かつ大規模災害が発生した場合には、現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、J-A-L-E-R-Tの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を進め、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。</p>	<p>(広域災害時の想定)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-3⑳〉</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。</p>
⑯	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>

⑰	<p>(災害に強い森林づくりの推進)【市民・行政】</p> <p>山地災害の防止にあたっては、効果的・効率的な災害に強い森林づくりの推進が必要である。</p>	<p>(災害に強い森林づくりの推進)【市民・行政】</p> <p>山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。</p>
⑱	<p>(自然と共生した多様な森林づくり)【市民・行政】</p> <p>森林の整備にあたっては、地域に根差した植生の造林事業等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。</p>	<p>(自然と共生した多様な森林づくり)【市民・行政】</p> <p>森林の整備にあたっては、地域に根差した造林事業を活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。</p>
⑲	<p>(農業施設の管理と地域の情報共有)【市民・事業者・行政】</p> <p>農業施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。</p>	<p>(農業施設の管理と地域の情報共有)【市民・事業者・行政】</p> <p>農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携して、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な情報共有を推進する。</p>
⑳	<p>(地域コミュニティと連携した森林の整備)【市民・行政】</p> <p>森林の整備にあたっては、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。</p>	<p>(地域コミュニティと連携した森林の整備)【市民・行政】</p> <p>森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。</p>

②①	<p>(土砂災害対策の実施)【事業者・行政】</p> <p>大規模地震や集中豪雨等を起因とした土砂災害等により、家屋の倒壊及び住民の生命に危険を及ぼすおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(土砂災害対策の実施)【事業者・行政】</p> <p>土砂災害による人的被害を防止するため、がけ地の崩落等による危険が著しい区域にある危険住宅においては、「香川県急傾斜地崩壊防止対策事業」による対策や「がけ地近接等危険住宅移転事業」を活用した移転や除却などにより、被害防止対策を推進する。</p> <p>また、香川県において急傾斜地崩壊危険区域等の指定を進め、崩壊防止施設の整備を促進する。さらに、小規模急傾斜地においても整備を進める。</p>
②②	<p>(防災意識の啓発)【行政】</p> <p>土砂災害警戒区域等の具体的な場所を知らない市民が多く、適切な避難行動等をおこなうことができないため、死傷者が発生するおそれがあることから、対策を行う必要がある。</p>	<p>(防災意識の啓発)【行政】</p> <p>洪水、土砂災害ハザードマップを作成(更新)し、市民に配布する。また、土砂災害警戒区域を表示する看板の設置を検討する。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
指標の名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
中小規模ため池(100,000 m ³ 未満)の耐震性点検の確認	0箇所/年	2箇所/年
中小規模ため池(100,000 m ³ 未満)の耐震化整備箇所数	0箇所/年	2箇所/年

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	(情報伝達設備の整備)【市民・行政】〈再掲 1-3⑥〉 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図る必要がある。住民による情報伝達体制を確立する必要がある。	(情報伝達設備の整備)【市民・行政】〈再掲 1-3⑥〉 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県及び三豊市防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート(公共情報コモンズ)などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化を図る。さらに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を行うほか、防災行政無線操作卓等の定期的な改修や更新によって情報伝達設備の強化に努める。一方、市民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機設置率の向上に努め、市民による情報伝達体制も確立する。 加えて、県が主体となり、適宜、近隣市町との情報伝達訓練を実施する。
②	(帰宅支援のための情報伝達の円滑化)【事業者・行政】 発災後に発生することが想定される、公共交通機関の遅延及び交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。	(帰宅支援のための情報伝達の円滑化)【事業者・行政】 「コミュニティバス事故発生時の対応マニュアル」の見直し等を行い、災害時における市内在住の帰宅者及び観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。

③	<p>(情報通信施設の強化)【行政】</p> <p>消防庁舎は、施設の耐災害性を強化する必要がある。また、無線通信による不感地帯の解消、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(情報通信施設の強化)【行政】</p> <p>三観広域消防本部の通信指令室や消防救急無線等の情報通信施設等において、高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化や不感地帯の解消を図る。</p>
④	<p>(避難情報の伝達手段の強化)【行政】〈再掲 1-3④〉</p> <p>避難に関する情報の伝達方法について、多様な手段を整備する必要がある。</p>	<p>(避難情報の伝達手段の強化)【行政】〈再掲 1-3④〉</p> <p>避難に関する情報の伝達方法については、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。</p> <p>また、今後も各情報伝達体制を検証し、より実践的に改善するとともに、多様な情報通信機器を利用し、情報伝達体制の確立を図る。</p>
⑤	<p>(要配慮者への情報伝達手段の工夫)【市民・行政】〈再掲 1-3⑤〉</p> <p>高齢者、障がい者等の要配慮者への情報伝達体制を整備する必要がある。</p>	<p>(要配慮者への情報伝達手段の工夫)【市民・行政】〈再掲 1-3⑤〉</p> <p>情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた多様な情報伝達手段で伝達を行うなど、自治会長、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。</p>
⑥	<p>(避難行動要支援者台帳の整備と情報の有効活用)</p> <p>【市民・事業者・行政】</p> <p>高齢者や障がい者等の要配慮者の円滑な避難を実施するため、関係機関等と連携し、必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(避難行動要支援者台帳の整備と情報の有効活用)</p> <p>【市民・事業者・行政】</p> <p>高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、避難行動要支援者について、災害時要援護者名簿を作成・更新するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。</p>

⑦	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、停電等にも対処できるように整備を推進する必要がある。</p>	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう優先順位をつけて信号機電源付加装置等の整備を推進する。また、カーブミラー、街路灯の整備を推進する。</p>
⑧	<p>(市職員の防災意識の向上)【行政】</p> <p>市職員一人ひとりが従事すべき応急対策業務等の内容を十分に理解し、確実に行動できるよう、平時から研修等を通じて災害対応への意識を高めておかなければ、災害時に多数の死傷者が発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(市職員の防災意識の向上)【行政】</p> <p>災害等の非常時に、職員一人ひとりが従事すべき応急対策業務等の内容を十分に理解し、速やかにかつ確実に行動できるよう、定期的な防災研修や図上防災訓練等を通じて、災害対応への意識を平時から高めていくことに取り組む。</p>
⑨	<p>(子どもに対する防災教育)【市民・事業者・行政】</p> <p>様々な災害から子どもの命を守ることができるよう、市内全ての学校等において三豊市の地形や気候等から想定されるあらゆる災害についての防災教育を推進しておかなければ、災害時に子どもに多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>また、子どもへの防災教育の主たる担い手である教職員の防災意識の向上や、防災教育の知識技能等の指導力の養成をしておかなければ、子どもに対する教育が適切に実施できないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(子どもに対する防災教育)【市民・事業者・行政】</p> <p>市内全ての学校等において、緊急地震速報を活用した避難訓練や、避難後の子どもを保護者へ引き渡す訓練などを実施し、子どもを守るとともに、子どもの減災への知識や防災感覚、行動力等を培うための防災教育を推進する。</p> <p>全ての学校等において個別の「防災マニュアル」が作成されるよう支援を行うとともに、各学校等の避難所としての機能については、防災対策担当課と情報共有を行うなど関係各部署との連携を図る。</p> <p>各地で開催される様々な防災セミナーや研修会の案内を学校等に周知し、広く教職員へ参加を呼びかけ、災害時に安全な行動をとるための必要な知識と災害に対する必要な備え等、実効性のある対応策の習得を目指す。</p>

⑩	<p>(要配慮者の避難対策等)【市民・行政】</p> <p>バリアフリー化を促進しておかなければ、高齢者や障がいのある人などの要配慮者の被害が拡大するおそれがある。</p> <p>自主防災組織など地域の避難支援組織が機能していなければ、要配慮者への適切な避難支援が行き渡らず、避難行動等の遅れ等により多数の死傷者が発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(要配慮者の避難対策等)【市民・行政】</p> <p>高齢者や障がいのある人など、要配慮者の円滑な避難を実現できるよう、道路や避難所、官公庁舎等の生活関連施設のバリアフリー化の促進を検討する。</p> <p>自主防災組織の結成促進や活動の活性化に努めるなど、災害時の要配慮者への避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進める。</p>
⑪	<p>(防災拠点施設の充実)【行政】</p> <p>防災拠点となる市役所本庁舎及び支所において、停電時にも災害対応活動を維持すべく、非常用電源設備の機能強化を進めておかなければ、情報伝達が滞り、被害が拡大するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(防災拠点施設の充実)【行政】</p> <p>地下にある電気室の浸水が想定されるため、電源設備を高所に設置することを検討する。</p>
⑫	<p>(災害対策本部の情報収集及び発信等)【行政】</p> <p>電気、通信網等の遮断により、被害状況の把握や避難勧告などの情報提供ができなくなり、多数の死傷者が発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(災害対策本部の情報収集及び発信等)【行政】</p> <p>電気の遮断に備え、防災活動拠点の非常用電源の整備を進める。</p> <p>通信網等の遮断に備え、通信手段の複線化(衛星携帯電話、香川県防災情報システム用端末)を図るとともに、避難情報の発信手段についても複線化(緊急情報提供無線システム、エリアメール、防災行政無線及びケーブルテレビなど)に努める。</p> <p>新たな情報収集の手段として、スマートフォン用アプリなどについても研究する。</p>

⑬	<p>(消防施設の情報収集等)【事業者・行政】</p> <p>通信設備(通信事業者・消防本部)の被災により、119番など災害通報の送受信ができないなど指令管制設備の機能低下により、消防車や救急車の的確な運用ができず、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>災害により、消防署・分署の非常用発電設備が機能しないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(消防施設の情報収集等)【事業者・行政】</p> <p>長期間の停電に備え、非常用発電設備の整備及び燃料供給体制の確立を図るとともに、地震に備え、非常用発電設備の耐震化(固定)を実施する。</p> <p>また、通信事業者による早期復旧体制の確立を図るほか、無線設備の被災に備え、無線中継車の配備を検討する。</p>
⑭	<p>(防火管理者未選任に伴う二次被害の拡大)【行政】〈再掲 1-2⑩〉</p> <p>防火管理者の選任義務がある不特定多数が集まる施設においては、防火管理者未選任の状態で大規模自然災害が発生した場合には、適切な初期消火が行われないことにより、火災が延焼拡大するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(防火管理者未選任に伴う二次被害の拡大)【行政】〈再掲 1-2⑩〉</p> <p>査察要領に基づき、管内防火対象物の立入検査を実施する。</p> <p>防火管理者が、未選任の不特定多数が集まる施設に対し、防火管理者の選任・届出を指導する。防火管理者が選任された施設に対し、消防計画の作成・届出と消防訓練の実施を指導する。</p>
⑮	<p>(住民情報の確保)【行政】</p> <p>庁舎の損壊、停電等による機能不全により、避難行動及び救助活動に必要な「住民基本台帳」にかかる情報を提供できないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(住民情報の確保)【行政】</p> <p>災害時に必要な住民情報を把握するため、町・自治会別に作成された「住民基本台帳」リストを定期的に更新する。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
指標の名称		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校教育施設において危機管理課と連携した「防災マニュアル」の整備		5校/26校	26校/26校
防災行政無線の点検		1回/年	2回/年

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
番号	脆弱性評価	対応策
①	(緊急輸送のための道路施設の整備促進)【事業者・行政】 大規模地震が発生した場合に速やかな救命・救急、救助活動や緊急物資輸送体制を強化するため、「四国 8 の字ネットワーク」の完成など道路施設の整備推進に協力する必要がある。	(緊急輸送のための道路施設の整備促進)【事業者・行政】 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、高速道路株式会社等防災関係機関と連携し、インターチェンジからの接道の幹線道路の 4 車線化事業の検討を含めた「四国 8 の字ネットワーク」の早期完成など道路施設の整備を積極的に推進する。
②	(資機材の確保、救護体制の強化)【事業者・行政】 多数の被災者が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要となる。	(資機材の確保、救護体制の強化)【事業者・行政】 避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。
③	(広域的な医療救護体制の整備促進)【事業者・行政】 医療従事者の不足等が見込まれる救護需要に対して整備を行い、対策を進める必要がある。	(広域的な医療救護体制の整備促進)【事業者・行政】 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内のみならず他県の市町等から医療協力を得るため、協定の締結を結んでおり、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。

④	<p>(道路啓開作業の円滑化)【事業者・行政】</p> <p>発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(道路啓開作業の円滑化)【事業者・行政】</p> <p>災害時の緊急輸送及び燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。</p>
⑤	<p>(道路啓開における障害物の除去、移動)【事業者・行政】</p> <p>発災後に物資輸送ルートを実際に確保するため、障害物の除去及び移動などの道路啓開を円滑に進められるよう、関係機関・団体等と連携し、必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(道路啓開における障害物の除去、移動)【事業者・行政】</p> <p>緊急輸送路等において、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。</p> <p>三豊市建設業協会と締結した「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」に基づき、災害時の応急対策が迅速かつ的確に対応できるよう協力体制の強化に努める。</p>
⑥	<p>(水道施設の損傷対策、復旧体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>水道管路施設の耐震化率は、5.7% (H31.3.31) であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する。一方で応急給水拠点の整備も進める必要がある。</p>	<p>(水道施設の損傷対策、復旧体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>水道施設において、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。</p>
⑦	<p>(地下水の保全と再生水の供給環境整備)【市民・事業者・行政】</p> <p>地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。</p>	<p>(地下水の保全と再生水の供給環境整備)【市民・事業者・行政】</p> <p>地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、地下水の保全を図る。また、雨水の再利用を促進するため、地下水の保全を図る。</p>

⑧	<p>(井戸水の確保と水質検査)【市民・事業者・行政】</p> <p>緊急時の水を確保するため、井戸水の利活用の検討を進める必要がある。</p>	<p>(井戸水の確保と水質検査)【市民・事業者・行政】</p> <p>災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査の実施などを検討する。</p>
⑨	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>
⑩	<p>(食料、飲料水の在庫管理と調達先の確保)【事業者・行政】</p> <p>民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、市、県、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。</p>	<p>(食料、飲料水の在庫管理と調達先の確保)【事業者・行政】</p> <p>食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。</p>
⑪	<p>(燃料の取扱いにかかるガイドラインの円滑な実施)</p> <p style="text-align: right;">【事業者・行政】</p> <p>燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインに沿った運用を行い、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。</p>	<p>(燃料の取扱いにかかるガイドラインの円滑な実施)</p> <p style="text-align: right;">【事業者・行政】</p> <p>事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について、関係機関などに周知を行う。</p>
⑫	<p>(市民の備蓄体制)【市民・事業者・行政】</p> <p>各家庭、避難所等における備蓄物資の備蓄量の確保を促進する必要がある。</p>	<p>(市民の備蓄体制)【市民・事業者・行政】</p> <p>防災の基本である「自らの身は自らで守る」という自助の原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等や携帯トイレ等を準備しておくよう周知を図る。</p>

⑬	<p>(広域物資拠点)【事業者・行政】</p> <p>食料及び燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化する必要がある。</p>	<p>(広域物資拠点)【事業者・行政】</p> <p>広域物資拠点である三豊市総合体育館や、広域物資拠点支援施設となる民間物流施設等が利用できない場合等に備え、広域物資拠点支援施設の拡充を図るなど災害対応力の強化を図る。</p>
⑭	<p>(運送事業者等との連携)【事業者・行政】</p> <p>発災後に迅速な物資輸送を円滑に行うため、関係機関の連携等の体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(運送事業者等との連携)【事業者・行政】</p> <p>物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。</p>
⑮	<p>(支援内容の予測と把握の円滑化)【事業者・行政】</p> <p>被災地の状況に合わせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。</p>	<p>(支援内容の予測と把握の円滑化)【事業者・行政】</p> <p>「プッシュ型支援」においては、被災者の物資需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資の予測が、また、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が、それぞれ必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、体制整備を図る。</p>
⑯	<p>(交通施設等に関する耐震化等)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑳〉</p> <p>大規模地震時に鉄道網の機能が果たせなくなるとともに、各JR駅や高架構造物等の倒壊により、乗客や周辺住民等の安全が確保できなくなるおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(交通施設等に関する耐震化等)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑳〉</p> <p>各事業者による各JR駅や高架構造物等の耐震化対策を促進する。特に、緊急輸送道路等と交差または並走する橋梁、高架橋の耐震補強等を促進する。</p>

⑰	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】</p> <p>地震などにより、道路、歩道橋等の道路附属物、緊急輸送道路下にあるライフラインが、倒壊または損傷等し、交通ネットワークの機能が停止または低下するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】</p> <p>緊急輸送道路において橋梁の耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努めるとともに、電柱倒壊の防止対策として、電線類の地中化を検討する。また、緊急輸送道路となる道路の整備を進める。</p> <p>緊急輸送道路に設置されている歩道橋等の道路附属物の計画的な点検及び修繕、街路灯の老朽化対策を着実に実施するとともに、道路・側溝清掃やパトロールを定期的実施する。</p>
⑱	<p>(物資供給体制の構築)【事業者・行政】</p> <p>ライフラインの遮断、交通網の途絶、運送能力等の縮小などにより、避難所へ食料や飲料水等の供給ができないおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(物資供給体制の構築)【事業者・行政】</p> <p>県が定める「緊急物資の備蓄マニュアル」に基づく、災害用備蓄物資(食料、飲料水及び衛生用品等)の備蓄量を確保するとともに、備蓄倉庫を複数設置することを検討し、備蓄倉庫の被災リスクを低減する。</p> <p>また、「災害時の相互応援に関する協定」に基づく、香川県及び県下各市町との相互応援や香川県トラック協会三豊支部と締結した「災害時における物資等の輸送に関する協定」などの相互応援体制を強化する。</p> <p>小売り、流通等の民間事業者等と物資の確保等についての協定締結を推進する。また、各家庭における備蓄の重要性を啓発する。</p>
⑲	<p>(食料及び飲料水の備蓄)【行政】</p> <p>南部学校給食センターにおいては、災害時の避難者に対する食料供給施設としての役割が期待されているために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(食料及び飲料水の備蓄)【行政】</p> <p>給食調理場を有する学校及び共同調理場の敷地内に、非常時の食料及び飲料水を備蓄するための非常用備蓄倉庫の設置を推進する。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
指標の名称		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
橋梁の維持補修 件数		25箇所(単年度)	30箇所(単年度)
市の備蓄物資の備蓄在庫点検		1回/年	2回/年

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-2	長期にわたる離島・山間部等の孤立
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(島しょ部の災害対応力強化)【市民・事業者・行政】 〈再掲 1-3⑱〉</p> <p>災害時に孤立が予想される島しょ部では、速やかな対応が困難になるものと想定されるため、本土との連携を緊密にし、災害対応能力を高める必要がある。</p>	<p>(島しょ部の災害対応力強化)【市民・事業者・行政】 〈再掲 1-3⑱〉</p> <p>自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を図るとともに、本土と連携し、島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、島しょ部における防災機能や共助体制の強化に努める。</p>
②	<p>(島しょ部における救出作業等の円滑化)【行政】</p> <p>島しょ部等は災害対処機能が十分に整備されていないことが多いため、速やかな災害対処に困難が伴う場合が多い。このことから、連携を緊密にし、地域の災害対応能力の向上を図る必要がある。</p>	<p>(島しょ部における救出作業等の円滑化)【行政】</p> <p>島しょ部等において、ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。</p>

③	<p>(島しょ部及び山間部における救出作業等の円滑化)</p> <p style="text-align: center;">【事業者・行政】</p> <p>高齢化率の高い島しょ部や山間部等においては、災害発生時に道路等が寸断した場合に交通手段確保困難等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができないおそれも想定されるため、民間を含め多様な交通ネットワークを把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や避難路、代替輸送路を確保するための取り組みを促進する必要がある。</p>	<p>(島しょ部及び山間部における救出作業等の円滑化)</p> <p style="text-align: center;">【事業者・行政】</p> <p>島しょ部及び山間部においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、災害の発生に備え、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、災害拠点病院のヘリポート整備・拡充、かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）の検討など医療体制の充実を図る。</p>
④	<p>(相互応援体制の整備) 【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉</p> <p>大規模地震及び大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>(相互応援体制の整備) 【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、県内のみならず他県の市町等との間で、広域的な応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援体制の整備を図る。</p>
⑤	<p>(県外との相互応援体制の整備) 【事業者・行政】〈再掲 1-1⑲〉</p> <p>県外から円滑に応援を受けるための体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(県外との相互応援体制の整備) 【事業者・行政】〈再掲 1-1⑲〉</p> <p>災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国地方をはじめとした、中国地方の各県等から円滑に応援を受けることなどができるよう県と協力し、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。</p>

⑥	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>防災拠点となる主な公共施設等において、装備資機材の機能向上を図るとともに、関係機関の連携等による情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>南海トラフ地震等に備え、市内の被災状況や他県等からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害関係機関を集約した、災害対策本部室の整備を行い、市の防災拠点としての体制整備を図る。また、市の防災拠点となる主な公共施設等の整備を図る。</p>
⑦	<p>(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑤〉</p> <p>道路施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。また、道路交通施設の倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑤〉</p> <p>耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。</p>
⑧	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑱〉</p> <p>海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する必要がある。</p>	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑱〉</p> <p>海岸堤防等について、市の「海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設においては、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。</p>
⑨	<p>(港湾施設の長寿命化計画に基づく整備)【行政】</p> <p>港湾施設において、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図る必要がある。</p>	<p>(港湾施設の長寿命化計画に基づく整備)【行政】</p> <p>港湾施設において、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。</p>

⑩	<p>(土石流危険溪流の砂防工事)【行政】〈再掲 1-5⑦〉</p> <p>土砂災害を予防するため、土石流危険溪流の砂防工事を行う必要がある。</p>	<p>(土石流危険溪流の砂防工事)【行政】〈再掲 1-5⑦〉</p> <p>土石流危険溪流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を進める。</p>
⑪	<p>(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)【行政】〈再掲 1-5⑧〉</p> <p>土砂災害を予防するため、急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事を行う必要がある。</p>	<p>(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)【行政】〈再掲 1-5⑧〉</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所において、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を進める。</p>
⑫	<p>(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)【行政】〈再掲 1-5⑨〉</p> <p>土砂災害を予防するため、地すべり危険箇所の地すべり防止工事を行う必要がある。</p>	<p>(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)【行政】〈再掲 1-5⑨〉</p> <p>地すべり危険箇所において、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を進める。</p>
⑬	<p>(山地災害危険地の治山事業)【行政】〈再掲 1-5⑩〉</p> <p>山地災害危険地における災害を防止するため、適切な治山事業が必要である。</p>	<p>(山地災害危険地の治山事業)【行政】〈再掲 1-5⑩〉</p> <p>山地災害危険地において、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。</p>
⑭	<p>(輸送ルートとしての農道・林道の活用)【事業者・行政】</p> <p>輸送ルートを実際に確保するため、地震・水害・土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間等で共有する必要がある。</p>	<p>(輸送ルートとしての農道・林道の活用)【事業者・行政】</p> <p>災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。</p>

⑮	<p>(避難経路の検討) 【市民・行政】 〈再掲 1-3⑭〉</p> <p>住民は、避難すべき最適の経路を近隣住民とともに日頃から検討する必要がある。市は、住民が自主的に避難体制を整えられるようにサポートする必要がある。</p>	<p>(避難経路の検討) 【市民・行政】 〈再掲 1-3⑭〉</p> <p>耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等において必要に応じて橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。</p>
⑯	<p>(島しょ部及び山間部等の物資備蓄、物資調達の工夫)</p> <p style="text-align: right;">【事業者・行政】</p> <p>島しょ部及び山間部においては、災害発生時に道路等が寸断した場合に交通手段確保困難等により、迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができないおそれも想定されるため、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や物資供給ルートを確認し、避難路や代替輸送路を確認するための取り組みを促進するとともに、関係業界等との連携による物資調達を図る必要がある。</p>	<p>(島しょ部及び山間部等の物資備蓄、物資調達の工夫)</p> <p style="text-align: right;">【事業者・行政】</p> <p>食料や飲料水等について、島しょ部及び山間部等の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確認して備蓄に努めるとともに、関係機関等と協定を締結するなどして、物資調達の確保を図る。</p>
⑰	<p>(市民の備蓄体制) 【市民・事業者・行政】 〈再掲 2-1⑫〉</p> <p>各家庭、避難所等における備蓄物資の備蓄量の確保を促進する必要がある。</p>	<p>(市民の備蓄体制) 【市民・事業者・行政】 〈再掲 2-1⑫〉</p> <p>防災の基本である「自らの身は自らで守る」という自助の原則に基づき、最低3日分(望ましくは1週間分)の食料、飲料水等や携帯トイレ等を準備しておくよう周知を図る。</p>

⑱	<p>(避難所の指定と機能強化) 【行政】</p> <p>避難所となる公共施設等は、必ずしも耐震化や防災機能(備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等)を有していないことから、機能強化等の対策等を進めるとともに、防災機能を有する公共施設等を指定避難所として設定する必要がある。</p>	<p>(避難所の指定と機能強化) 【行政】</p> <p>災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定するとともに、必要に応じて施設の補強、補修等を行い、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難所等の機能強化を図る。</p>
⑲	<p>(消防車両の確保) 【行政】 〈再掲 1-2⑦〉</p> <p>建築物等全ての耐震化を短期間に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	<p>(消防車両の確保) 【行政】 〈再掲 1-2⑦〉</p> <p>大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、市、県、警察、三観広域消防本部等が協力して、消防ポンプ自動車、救助工作車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。</p>
⑳	<p>(情報伝達設備の整備) 【市民・行政】 〈再掲 1-3⑥〉</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図る必要がある。住民による情報伝達体制を確立する必要がある。</p>	<p>(情報伝達設備の整備) 【市民・行政】 〈再掲 1-3⑥〉</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県及び三豊市防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート(公共情報コモンズ)などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化を図る。さらに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を行うほか、防災行政無線操作卓等の定期的な改修や更新によって情報伝達設備の強化に努める。一方、市民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機設置率の向上に努め、市民による情報伝達体制も確立する。</p> <p>加えて、県が主体となり、適宜、近隣市町との情報伝達訓練を実施する。</p>

⑳	<p>(通信途絶の場合の情報連絡手段の確保) 【行政】</p> <p>災害により、通信の途絶による孤立地域が発生しないよう、通信路の多ルート化を図る必要がある。</p>	<p>(通信途絶の場合の情報連絡手段の確保) 【行政】</p> <p>島しょ部及び山間部等において、災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命・救助活動を円滑に実施するため、移動系防災行政無線、衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備するよう努める。</p>
㉑	<p>(情報通信施設の強化) 【行政】 〈再掲 1-6③〉</p> <p>消防庁舎は、施設の耐災害性を強化する必要がある。また、無線通信による不感地帯の解消、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(情報通信施設の強化) 【行政】 〈再掲 1-6③〉</p> <p>三観広域消防本部の通信指令室や消防救急無線等の情報通信施設等において、高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化や不感地帯の解消を図る。</p>
㉒	<p>(業務継続計画「BCP」の更新) 【事業者・行政】</p> <p>発災後、登庁職員の不足や情報インフラの損害等により、行政機能や災害対応能力が低下するおそれがあることから、行政自らが被災した場合でも業務が継続できるよう体制を構築する必要がある。</p>	<p>(業務継続計画「BCP」の更新) 【事業者・行政】</p> <p>いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、毎年度、見直しを図る。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-2	長期にわたる離島・山間部等の孤立
指標の名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
島しょ部等におけるヘリコプターの臨時ヘリポート予定地の検討	未検討	検討済み

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
番号	脆弱性評価		対応策
①	(消防車両の確保)【行政】〈再掲 1-2⑦〉 建築物等全ての耐震化を短期間に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。		(消防車両の確保)【行政】〈再掲 1-2⑦〉 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、市、県、警察、三観広域消防本部等が協力して、消防ポンプ自動車、救助工作車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。
②	(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉 県外から円滑に応援を受けるための体制整備を図る必要がある。		(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国地方をはじめとした、中国地方の各県等から円滑に応援を受けることなどができるよう県と協力し、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。
③	(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉 防災拠点となる主な公共施設等において、装備資機材の機能向上を図るとともに、関係機関の連携等による情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。		(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉 南海トラフ地震等に備え、市内の被災状況や他県等からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害関係機関を集約した、災害対策本部室の整備を行い、市の防災拠点としての体制整備を図る。また、市の防災拠点となる主な公共施設等の整備を図る。

④	<p>(香川県が推進する四国における活動拠点整備への協力体制) 【行政】</p> <p>香川県が推進する四国における活動拠点としての取り組みに協力するため、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。</p>	<p>(香川県が推進する四国における活動拠点整備への協力体制) 【行政】</p> <p>大規模な災害の発生に備え、市における進出・活動拠点の選定を行うとともに、緊急消防援助隊などとの広域の合同訓練を実施し、香川県が推進する四国における防災拠点としての機能の充実に努める。</p>
⑤	<p>(警察の災害派遣への協力体制)【行政】</p> <p>警察に対し、市及び県、関係機関との情報共有や協力体制の構築を図る必要がある。</p>	<p>(警察の災害派遣への協力体制)【行政】</p> <p>災害警備部隊について、実践的な訓練を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。また、各自治体と各警察署等との情報共有を図る。</p>
⑥	<p>(緊急消防援助隊の応援・受援体制)【行政】〈再掲 1-1⑬〉</p> <p>大規模地震及び大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>(緊急消防援助隊の応援・受援体制)【行政】〈再掲 1-1⑬〉</p> <p>県内外の市町及び一部行政組合と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。</p>
⑦	<p>(自衛隊の派遣要請への協力体制)【行政】</p> <p>自衛隊に対し、市及び県、関係機関との情報共有や協力体制の構築を図る必要がある。</p>	<p>(自衛隊の派遣要請への協力体制)【行政】</p> <p>自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制の整備を図る。</p>
⑧	<p>(島しょ部における救出作業等の円滑化)【行政】〈再掲 2-2②〉</p> <p>島しょ部等は災害対処機能が十分に整備されていないことが多いため、速やかな災害対処に困難が伴う場合が多い。このことから、連携を緊密にし、地域の災害対応能力の向上を図る必要がある。</p>	<p>(島しょ部における救出作業等の円滑化)【行政】〈再掲 2-2②〉</p> <p>島しょ部等において、ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。</p>

⑨	<p>(DMATとの連携)【事業者・行政】</p> <p>災害派遣医療チーム(DMAT)に対し、具体的かつ実践的な防災訓練により連携強化を図る必要がある。</p>	<p>(DMATとの連携)【事業者・行政】</p> <p>訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成をはじめ体制の整備を図る。</p> <p>また、三豊・観音寺市医師会、近隣市町との連携体制の整備を図る。</p>
⑩	<p>(自主防災活動)【市民】</p> <p>地域における防災対策を円滑に行うため、共助の主体である自主防災組織の結成を推進し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。</p>	<p>(自主防災活動)【市民】</p> <p>地域における防災対策を円滑に行うため、共助の主体である自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。</p>
⑪	<p>(自主防災活動の育成推進)【市民・事業者・行政】</p> <p>市及び自主防災組織等の共助団体と連携強化を図り、災害時に支障をきたさないよう、具体的かつ実践的な防災訓練により災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	<p>(自主防災活動の育成推進)【市民・事業者・行政】</p> <p>自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等の各種取り組みを実施する。</p>
⑫	<p>(消防団員の確保・育成)【市民・行政】〈再掲 1-4④〉</p> <p>潜在的な入団希望者の入団を促進し、消防団の育成及び強化を進める必要がある。</p>	<p>(消防団員の確保・育成)【市民・行政】〈再掲 1-4④〉</p> <p>特に、女性層に対する消防団入団の活性化を推進するとともに、消防団員の確保・育成及び強化を図る。</p>

⑬	<p>(道路啓開を行う人材の確保)【事業者・行政】</p> <p>発災時の道路啓開を行う人材の高齢化等により、新たな担い手を確保する必要がある。</p>	<p>(道路啓開を行う人材の確保)【事業者・行政】</p> <p>円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保や技能労働者確保に取り組む。</p>
⑭	<p>(香川県防災情報システムでの情報一元管理)【行政】</p> <p>発災後の迅速な復旧・復興に向けて、県や市との間において情報共有を図り、災害対応業務の標準化を推進する必要がある。</p>	<p>(香川県防災情報システムでの情報一元管理)【行政】</p> <p>災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムの活用や市災害対策本部情報ポータルにより一元的に行うなど、災害対応業務の標準化を図るよう努める。</p>
⑮	<p>(香川県総合防災訓練等の実施)【市民・事業者・行政】</p> <p>地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。</p>	<p>(香川県総合防災訓練等の実施)【市民・事業者・行政】</p> <p>地域の特性等を考慮し、訓練参加者や使用する機材等の訓練環境について具体的な設定を行い、市、県、警察、三観広域消防本部、ライフライン事業者等が参加する総合防災訓練等を実施するなど、毎年、訓練内容の充実を図るとともに、市民においても、様々な機会の訓練に参加するよう努める。</p>
⑯	<p>(警察・消防施設の耐震化)【行政】</p> <p>警察施設及び消防庁舎の耐震化率は、それぞれ100%(H31.3.25・H28.4月末)であることなどから、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を継続する必要がある。</p>	<p>(警察・消防施設の耐震化)【行政】</p> <p>災害時に地域の災害警備活動の拠点となる消防屯所において、計画的な整備に努め、耐震性の確保を図る。</p>

⑰	<p>(情報通信施設の強化)【行政】〈再掲 1-6③〉</p> <p>消防庁舎は、施設の耐災害性を強化する必要がある。また、無線通信による不感地帯の解消、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(情報通信施設の強化)【行政】〈再掲 1-6③〉</p> <p>三観広域消防本部の通信指令室や消防救急無線等の情報通信施設等において、高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化や不感地帯の解消を図る。</p>
⑱	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>
⑲	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、停電等にも対処できるように整備を推進する必要がある。</p>	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう優先順位をつけて信号機電源付加装置等の整備を推進する。また、カーブミラー、街路灯の整備を推進する。</p>
⑳	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>地震などにより、道路、歩道橋等の道路附属物、緊急輸送道路下にあるライフラインが、倒壊または損傷等し、交通ネットワークの機能が停止または低下するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>緊急輸送道路において橋梁の耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努めるとともに、電柱倒壊の防止対策として、電線類の地中化を検討する。また、緊急輸送道路となる道路の整備を進める。</p> <p>緊急輸送道路に設置されている歩道橋等の道路附属物の計画的な点検及び修繕、街路灯の老朽化対策を着実に実施するとともに、道路・側溝清掃やパトロールを定期的実施する。</p>

⑳	<p>(消防署所及び消防団の機能強化)【行政】</p> <p>災害拠点施設である消防署、消防団屯所及び車庫に市民が使用できる資機材を備えていないため、自助の力が発揮できないおそれがある。また、消防団屯所及び車庫は基本的に鍵がかかっていないため、テロ行為、放火などがあった場合、車庫内の消防車両や資機材を守る手段がないために、対策を行う必要がある。</p> <p>また、大規模災害訓練施設や緊急消防援助隊を受け入れるための活動拠点が整備されていないことで、迅速な対応ができないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(消防署所及び消防団の機能強化)【行政】</p> <p>三観広域北消防署、第2分署及び第3分署並びに消防団屯所、車庫等の災害拠点施設に、土のうやバール、ショベルなど、市民が大規模自然災害時に使用できる十分な数の資機材の整備に努める。これらの災害拠点施設に、資機材用倉庫の整備を検討する。</p> <p>大規模災害訓練施設や緊急消防援助隊受け入れ施設として、消防総合訓練場の整備を検討する。</p>
㉑	<p>(防災拠点の機能強化)【市民・事業者・行政】</p> <p>普段から関係機関(自衛隊、警察、消防、海保、県及び市町等)の間で連携方法等を確認するとともに、通信手段の複線化等を実施しておかなければ、災害時の連携が困難となり、効率的な救助、救急活動などが実施できないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(防災拠点の機能強化)【市民・事業者・行政】</p> <p>合同防災訓練などを実施し、具体的な連携方法の手順などを確認するとともに、平素から顔の見える人間関係を構築する。</p>
㉒	<p>(消防署所、車両及び人員等の体制強化並びに資機材等の増強) 【事業者・行政】</p> <p>三観広域消防本部においては、消防署所、車両、人員の被災により、十分な災害対応ができなくなるおそれがある。また、消防団においては、救助・救急要請の著しい増加により、救急資機材が不足し、救助、救急活動などが行えないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p> <p>消防車や可搬ポンプ等の資機材が経年劣化により、長期間の活動ができないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(消防署所、車両及び人員等の体制強化並びに資機材等の増強) 【事業者・行政】</p> <p>緊急消防援助隊の受援計画を見直し、県内消防応援隊や緊急消防援助隊の受入体制を推進する。大規模施設の自衛消防組織や救命講習受講者等による、自助・共助の体制を強化する。</p> <p>三観広域消防本部、市の救急資機材の備蓄量を増加させ、消防車や救急車などを計画的に更新する。</p> <p>また、災害時の医療関係の救急資機材の提供について、医療品業者と協力体制の確立を図る。さらに、救急資機材の備蓄量の増加を検討する。</p>

⑭	<p>(消防団の機能強化)【市民・行政】</p> <p>消防団員の個人装備品が不足しており、団員の公務災害発生のおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p> <p>消防団車庫にはトイレと詰所がなく、団員の長期間活動を行うにあたっての設備が十分ではなく、災害拠点施設として機能しないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(消防団の機能強化)【市民・行政】</p> <p>消防団員用ヘルメット、耐切創性手袋、ヘッドライト、簡易な救助用資機材等の整備を推進する。</p> <p>新設する防災センターへ、トイレ設備や待機スペースの確保を検討する。</p>
---	--	---

重要業績指標

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
指標の名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
大規模火災・大規模災害における消防団活動マニュアルの策定	未策定	策定
消防屯所の耐震化対策	61.3%	74.7%

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
番号	脆弱性評価		対応策
①	<p>(防災拠点の非常用電源)【事業者・行政】</p> <p>防災拠点においては、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を推進することが必要である。また、災害時にエネルギー供給が長期間途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。</p>		<p>(防災拠点の非常用電源)【事業者・行政】</p> <p>防災拠点施設等において、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備等の整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど非常用電源の確保を図る。</p>
②	<p>(病院等の災害対応設備の充実)【事業者・行政】</p> <p>医療施設において、災害時にエネルギー供給が長期間途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。</p>		<p>(病院等の災害対応設備の充実)【事業者・行政】</p> <p>広域救護病院等において、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。</p>
③	<p>(社会福祉施設等における自家発電設備の整備)【事業者】</p> <p>社会福祉施設等において、災害時にエネルギー供給が長期間途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。</p>		<p>(社会福祉施設等における自家発電設備の整備)【事業者】</p> <p>社会福祉施設等において、非常用自家発電機等の整備に努める。</p>

④	<p>(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑤〉</p> <p>道路施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。また、道路交通施設の倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑤〉</p> <p>耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。</p>
⑤	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑱〉</p> <p>海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する必要がある。</p>	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑱〉</p> <p>海岸堤防等について、市の「海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設においては、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。</p>
⑥	<p>(港湾施設の長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 2-2⑨〉</p> <p>港湾施設において、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図る必要がある。</p>	<p>(港湾施設の長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 2-2⑨〉</p> <p>港湾施設において、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。</p>
⑦	<p>(消防署所のエネルギー確保)【行政】</p> <p>消防署における非常用発電設備の燃料が不足し、防災拠点としての活動が維持できないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(消防署所のエネルギー確保)【行政】</p> <p>三観広域北消防署及び第2分署、第3分署にあつては、燃料の備蓄量を72時間分確保するための危険物施設の整備を図る。</p>

⑧	<p>(防災拠点のエネルギー確保)【行政】</p> <p>防災拠点となる市役所本庁舎及び支所において、非常用発電設備の燃料が不足し、防災拠点としての活動が維持できないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(防災拠点のエネルギー確保)【行政】</p> <p>災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、非常用発電機等の機能強化や燃料の調達方法の検討のほか、浸水等により非常用発電機等が機能しなくなった場合に備え、電力確保対策を検討する。</p> <p>また、燃料の確保について関係事業者と協定締結を拡充する。</p>
⑨	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>地震などにより、道路、歩道橋等の道路附属物、緊急輸送道路下にあるライフラインが、倒壊または損傷等し、交通ネットワークの機能が停止または低下するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>緊急輸送道路において橋梁の耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努めるとともに、電柱倒壊の防止対策として、電線類の地中化を検討する。また、緊急輸送道路となる道路の整備を進める。</p> <p>緊急輸送道路に設置されている歩道橋等の道路附属物の計画的な点検及び修繕、街路灯の老朽化対策を着実に実施するとともに、道路・側溝清掃やパトロールを定期的実施する。</p>
⑩	<p>(消防団の機能強化)【事業者・行政】</p> <p>市内の給油取扱所が被災し、消防団使用車両等の燃料給油ができなくなるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(消防団の機能強化)【事業者・行政】</p> <p>燃料の確保について関係事業者と協定の締結を推進し、機能強化を図る。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
指標の名称		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
防災拠点施設の自家発電設備の確認		1回/年	1回/年

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足
番号	脆弱性評価	対応策
①	(家族との連絡、帰宅手段についての啓発)【市民・事業者・行政】 災害時における安否確認の方法や徒歩での帰宅支援の推進及び普及啓発に取り組む必要がある。	(家族との連絡、帰宅手段についての啓発)【市民・事業者・行政】 「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認など基本事項について、必要な啓発を行う。
②	(事業者における従業員や顧客の滞在についての啓発) 【事業者・行政】 事業所等に対し、従業員や顧客等を帰宅困難者としないため、事業所による支援体制の整備について普及啓発に取り組む必要がある。	(事業者における従業員や顧客の滞在についての啓発) 【事業者・行政】 事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・飲料水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を行う。
③	(帰宅困難者に対応する避難所運営体制の整備) 【事業者・行政】〈再掲 1-1⑳〉 膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。	(帰宅困難者に対応する避難所運営体制の整備) 【事業者・行政】〈再掲 1-1⑳〉 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、主要駅や港湾のターミナル等の周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。

④	<p>(コンビニエンスストアにおける徒歩帰宅者支援体制の啓発)</p> <p style="text-align: center;">【事業者・行政】</p> <p>コンビニエンスストア等に対し、徒歩帰宅者の休憩や情報提供等の場としての支援体制の整備について、普及啓発に取り組む必要がある。</p>	<p>(コンビニエンスストアにおける徒歩帰宅者支援体制の啓発)</p> <p style="text-align: center;">【事業者・行政】</p> <p>コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。</p>
⑤	<p>(公共交通機関の運行状況等にかかる情報提供手段)</p> <p style="text-align: center;">【事業者・行政】</p> <p>帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施し、迅速に医療機能を提供するため、関係機関との連携調整を事前に行う必要がある。</p>	<p>(公共交通機関の運行状況等にかかる情報提供手段)</p> <p style="text-align: center;">【事業者・行政】</p> <p>公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。</p>
⑥	<p>(道路啓開における障害物の除去、移動)</p> <p style="text-align: center;">【事業者・行政】〈再掲 2-1⑤〉</p> <p>発災後に物資輸送ルートを確実に確保するため、障害物の除去及び移動などの道路啓開を円滑に進められるよう、関係機関・団体等と連携し、必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(道路啓開における障害物の除去、移動)</p> <p style="text-align: center;">【事業者・行政】〈再掲 2-1⑤〉</p> <p>緊急輸送路等において、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。</p> <p>三豊市建設業協会と締結した「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」に基づき、災害時の応急対策が迅速かつ的確に対応できるよう協力体制の強化に努める。</p>
⑦	<p>(鉄道施設の耐震性向上と早期復旧) 【事業者・行政】</p> <p>帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、鉄道施設の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。</p>	<p>(鉄道施設の耐震性向上と早期復旧) 【事業者・行政】</p> <p>地震による被害を軽減するため、橋梁、土構造物等の鉄道施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震発生後の早期の復旧を期するため、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。</p>

⑧	<p>(線路の補強対策)【事業者・行政】</p> <p>事業者は鉄道施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。</p>	<p>(線路の補強対策)【事業者・行政】</p> <p>事業者による線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するなど安全施設の整備について、市は必要に応じて協力する。</p>
⑨	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、停電等にも対処できるように整備を推進する必要がある。</p>	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう優先順位をつけて信号機電源付加装置等の整備を推進する。また、カーブミラー、街路灯の整備を推進する。</p>
⑩	<p>(業務継続計画「BCP」の更新)【事業者・行政】〈再掲 2-2③〉</p> <p>発災後、登庁職員の不足や情報インフラの損害等により、行政機能や災害対応能力が低下するおそれがあることから、行政自らが被災した場合でも業務が継続できるよう体制を構築する必要がある。</p>	<p>(業務継続計画「BCP」の更新)【事業者・行政】〈再掲 2-2③〉</p> <p>いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、毎年度、見直しを図る。</p>
⑪	<p>(帰宅困難者対策)【事業者・行政】</p> <p>公共交通機関の停止などによりJR各駅周辺等において、大量の帰宅困難者が発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(帰宅困難者対策)【事業者・行政】</p> <p>JR各駅近隣の企業等に対し、水道水やトイレ、緊急避難場所の提供などについて、協定の締結を推進する。</p>

⑫	<p>(来訪者などへの対応)【事業者・行政】</p> <p>地理的に不慣れな来訪者が避難行動を迅速かつ確実に実施でき、避難所等へ誘導するような対策を施さなければ、大きな混乱を生じさせるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(来訪者などへの対応)【事業者・行政】</p> <p>地理的に不慣れな来訪者が、適切で確実な避難行動をとるためには、より高度で適正な情報提供システムの構築が必要であり、案内表示等にピクトグラムや避難誘導サインの導入並びに無料W i - F i の整備を進める。</p> <p>また、現地での避難誘導、情報伝達等に係る共通ルールを確立するとともに、必要な退避施設の確保及び退避施設における備蓄品の確保など、官民連携により、ソフト・ハード両面の対策を行う。</p> <p>避難所等への避難後は、帰宅や避難継続の判断に必要な情報提供を行う仕組みを検討する。</p>
⑬	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>地震などにより、道路、歩道橋等の道路附属物、緊急輸送道路下にあるライフラインが、倒壊または損傷等し、交通ネットワークの機能が停止または低下するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>緊急輸送道路において橋梁の耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努めるとともに、電柱倒壊の防止対策として、電線類の地中化を検討する。また、緊急輸送道路となる道路の整備を進める。</p> <p>緊急輸送道路に設置されている歩道橋等の道路附属物の計画的な点検及び修繕、街路灯の老朽化対策を着実に実施するとともに、道路・側溝清掃やパトロールを定期的実施する。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足	
指標の名称		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
コンビニエンスストア・ドラッグストアとの協定の締結		0件	2件

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
番号	脆弱性評価	対応策
①	(広域的な医療救護体制の整備促進)【事業者・行政】〈再掲 2-1③〉 医療従事者の不足等が見込まれる救護需要に対して整備を行い、 対策を進める必要がある。	(広域的な医療救護体制の整備促進)【事業者・行政】〈再掲 2-1③〉 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、 県内のみならず他県の市町等から医療協力を得るため、協定の締結 を結んでおり、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人 材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等につ いて調整、整備を行う。
②	(香川県が推進する四国の医療活動の拠点としての体制整備) 【事業者・行政】 広域のかつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処 置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、香川県が推 進する四国の医療活動の拠点として地域の医療機関の活用を含め た適切な医療機能の提供の在り方について、官民が連携して検討す る必要がある。	(香川県が推進する四国の医療活動の拠点としての体制整備) 【事業者・行政】 大規模災害の発生に備え、香川県が推進する四国の医療活動の拠 点としての役割も果たせるよう、広域医療搬送訓練や広域のDMA T実働訓練の実施などへの人員機材の提供など応援体制の構築に 努める。

③	<p>(島しょ部及び山間部における救出作業等の円滑化) 【事業者・行政】〈再掲 2-2③〉</p> <p>高齢化率の高い島しょ部や山間部等においては、災害発生時に道路等が寸断した場合に交通手段確保困難等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができないおそれも想定されるため、民間を含め多様な交通ネットワークを把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や避難路、代替輸送路を確保するための取り組みを促進する必要がある。</p>	<p>(島しょ部及び山間部における救出作業等の円滑化) 【事業者・行政】〈再掲 2-2③〉</p> <p>島しょ部及び山間部においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、災害の発生に備え、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、災害拠点病院のヘリポート整備・拡充、かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）の検討など医療体制の充実を図る。</p>
④	<p>(相互応援体制の整備) 【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉</p> <p>大規模地震及び大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>(相互応援体制の整備) 【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、県内のみならず他県の市町等との間で、広域的な応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援体制の整備を図る。</p>
⑤	<p>(県外との相互応援体制の構築) 【行政】</p> <p>大規模地震及び火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>(県外との相互応援体制の構築) 【行政】</p> <p>大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、四国地方をはじめとして、中国地方の各県等との間で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。</p>

⑥	<p>(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉</p> <p>県外から円滑に応援を受けるための体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉</p> <p>災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国地方をはじめとした、中国地方の各県等から円滑に応援を受けることなどができるよう県と協力し、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。</p>
⑦	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>防災拠点となる主な公共施設等において、装備資機材の機能向上を図るとともに、関係機関の連携等による情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>南海トラフ地震等に備え、市内の被災状況や他県等からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害関係機関を集約した、災害対策本部室の整備を行い、市の防災拠点としての体制整備を図る。また、市の防災拠点となる主な公共施設等の整備を図る。</p>
⑧	<p>(公共施設の耐震化)【事業者・行政】</p> <p>防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、82.3% (H30.4.1) と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</p>	<p>(公共施設の耐震化)【事業者・行政】</p> <p>病院等の公共的施設管理者に対する、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発や相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。</p>
⑨	<p>(病院等の災害対応設備の充実)【事業者・行政】〈再掲 2-4②〉</p> <p>医療施設において、災害時にエネルギー供給が長期間途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。</p>	<p>(病院等の災害対応設備の充実)【事業者・行政】〈再掲 2-4②〉</p> <p>広域救護病院等において、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。</p>

⑩	<p>(社会福祉施設等の状況把握)【事業者・行政】</p> <p>社会福祉施設等の被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等を行える体制を構築する必要がある。</p>	<p>(社会福祉施設等の状況把握)【事業者・行政】</p> <p>社会福祉施設等の被害状況を把握し、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。</p>
⑪	<p>(社会福祉施設等の連携協力体制)【市民・事業者・行政】</p> <p>社会福祉施設等は被災時に孤立した場合に支援が不十分な可能性があり、適切に対応する必要がある。</p>	<p>(社会福祉施設等の連携協力体制)【市民・事業者・行政】</p> <p>社会福祉施設等において、災害時における県、市町、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。</p>
⑫	<p>(被災時の輸送・物流ルートの確保)【事業者・行政】</p> <p>発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(被災時の輸送・物流ルートの確保)【事業者・行政】</p> <p>災害派遣医療チーム(DMAT)などが被災地に円滑に到達、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送路等道路施設や海岸堤防等の耐震補強を推進するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・物流ルート体制を確保する。</p>
⑬	<p>(JMATの活動に必要な体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>医師会が組織する災害派遣チーム(JMAT)については、インフラ被災時には到達できなくなるため、洪水・土砂・津波・高潮災害対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。</p>	<p>(JMATの活動に必要な体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>医師会が組織する災害派遣チーム(JMAT)等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。</p>

⑭	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、停電等にも対処できるように整備を推進する必要がある。</p>	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう優先順位をつけて信号機電源付加装置等の整備を推進する。また、カーブミラー、街路灯の整備を推進する。</p>
⑮	<p>(災害時の医療機能等の確保)【事業者・行政】</p> <p>災害時に医療救護活動を行うにあたり、医療機関・薬局・医薬品卸業者などとの連携体制が無ければ、医療機能が麻痺するおそれがある。</p> <p>また、災害に備え、医薬品の調達や、供給ルートなどを事前に用意しておかなければ、医療機能が麻痺するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(災害時の医療機能等の確保)【事業者・行政】</p> <p>災害時に医療救護活動を行うにあたり、平時から医療機関・医師会・薬剤師会・香川県・三観広域消防本部・市健康課等で構成する「医療救護体制ワーキンググループ」を開催し、災害時医療体制の連携体制について具体的に検討する。</p> <p>また、災害時に医薬品等が円滑に調達できるよう、関係機関の緊急連絡先の確認や、緊急輸送ルートの準備を検討する。</p>
⑯	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>地震などにより、道路、歩道橋等の道路附属物、緊急輸送道路下にあるライフラインが、倒壊または損傷等し、交通ネットワークの機能が停止または低下するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>緊急輸送道路において橋梁の耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努めるとともに、電柱倒壊の防止対策として、電線類の地中化を検討する。また、緊急輸送道路となる道路の整備を進める。</p> <p>緊急輸送道路に設置されている歩道橋等の道路附属物の計画的な点検及び修繕、街路灯の老朽化対策を着実に実施するとともに、道路・側溝清掃やパトロールを定期的実施する。</p>
⑰	<p>(救命講習会等の開催)【市民・行政】</p> <p>災害発生の初期は、地域住民が相互に応急手当を行う共助が想定されることから、講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む必要がある。</p>	<p>(救命講習会等の開催)【市民・行政】</p> <p>地域住民が互いに助け合う共助の精神を醸成させるために、救命講習会等を開催し、応急手当の普及・啓発に取り組む。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
指標の名称		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
救命講習会の開催による受講率		2.01% (受講生/人口)	4.0% (受講生/人口)

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	(予防・治療活動に必要な体制の整備)【事業者・行政】 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要があり、そのためには消毒や害虫駆除等の体制等を構築しておく必要がある。また、災害時における医療活動を支えるため、疫病・感染症の拡大抑制に対する取り組みを着実に推進する必要がある。	(予防・治療活動に必要な体制の整備)【事業者・行政】 情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、昆虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、市または県内において、対応が困難な場合は、国による技術的援助または近隣府県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。
②	(相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉 大規模地震及び大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。	(相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、県内のみならず他県の市町等との間で、広域的な応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援体制の整備を図る。

③	<p>(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉</p> <p>県外から円滑に応援を受けるための体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉</p> <p>災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国地方をはじめとした、中国地方の各県等から円滑に応援を受けることなどができるよう県と協力し、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。</p>
④	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>防災拠点となる主な公共施設等において、装備資機材の機能向上を図るとともに、関係機関の連携等による情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>南海トラフ地震等に備え、市内の被災状況や他県等からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害関係機関を集約した、災害対策本部室の整備を行い、市の防災拠点としての体制整備を図る。また、市の防災拠点となる主な公共施設等の整備を図る。</p>
⑤	<p>(予防及び防疫体制の構築)【行政】</p> <p>感染性の高い疾病に対する予防接種について、接種率が低ければ集団感染を起こすおそれがある。</p> <p>また、避難所などにおいて集団生活をすると、ウイルスや細菌などによる集団感染が発生するおそれがあるために、適切な感染予防対策を行う必要がある。</p>	<p>(予防及び防疫体制の構築)【行政】</p> <p>感染性の高い疾病、予防接種が可能な疾病について、引き続き予防接種法に基づく予防接種の促進を図る。</p> <p>感染症の予防対策について、日頃から普及啓発を図るとともに、避難所が開設されたときに迅速に健康管理、環境整備が行えるよう体制の構築に努める。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
指標の名称		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率		第1期 99.0%、第2期 96.9%	第1期 99.0%、第2期 97.0%

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
番号	脆弱性評価	対応策
①	(避難地域の防犯対策)【行政】 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。	(避難地域の防犯対策)【行政】 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう警察との連携強化を図る。
②	(相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉 大規模地震及び大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。	(相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑱〉 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、県内のみならず他県の市町等との間で、広域的な応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援体制の整備を図る。
③	(警察機能の確保)【行政】 警察署等の庁舎において、耐災害性を継続させなければ、災害時に警察機能が低下し、治安が低下するおそれがあるために、対策を行う必要がある。	(警察機能の確保)【行政】 警察署及び交番、駐在所の建物において、計画的に耐災害性の強化を進める。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
番号	脆弱性評価	対応策
①	(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉 交通安全施設等において、停電等にも対処できるように整備を推進する必要がある。	(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉 交通安全施設等において、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう優先順位をつけて信号機電源付加装置等の整備を推進する。また、カーブミラー、街路灯の整備を推進する。
②	(交通施設の整備)【行政】 大規模地震等により信号機の機能が失われた場合、交通渋滞及び交通事故が多発するおそれがあるために、対策を行う必要がある。	(交通施設の整備)【行政】 電源付加装置付き信号機の整備を計画的に進める。 交通情報板や交通監視カメラについて、計画的に設置する。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-3	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
番号	脆弱性評価	対応策
①	(業務継続計画「BCP」の更新)【事業者・行政】〈再掲 2-2㉓〉 発災後、登庁職員の不足や情報インフラの損害等により、行政機能や災害対応能力が低下するおそれがあることから、行政自らが被災した場合でも業務が継続できるよう体制を構築する必要がある。	(業務継続計画「BCP」の更新)【事業者・行政】〈再掲 2-2㉓〉 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、毎年度、見直しを図る。
②	(相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1㉒〉 大規模地震及び大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。	(相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1㉒〉 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、県内のみならず他県の市町等との間で、広域的な応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援体制の整備を図る。
③	(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1㉑〉 県外から円滑に応援を受けるための体制整備を図る必要がある。	(県外との相互応援体制の整備)【事業者・行政】〈再掲 1-1㉑〉 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国地方をはじめとした、中国地方の各県等から円滑に応援を受けることなどができるよう県と協力し、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。

④	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>防災拠点となる主な公共施設等において、装備資機材の機能向上を図るとともに、関係機関の連携等による情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)【行政】〈再掲 1-1⑰〉</p> <p>南海トラフ地震等に備え、市内の被災状況や他県等からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害関係機関を集約した、災害対策本部室の整備を行い、市の防災拠点としての体制整備を図る。また、市の防災拠点となる主な公共施設等の整備を図る。</p>
⑤	<p>(県職員の市への派遣)【行政】</p> <p>大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても、迅速かつ適切な支援ができるよう、県職員の市への派遣など必要な措置について検討する必要がある。</p>	<p>(県職員の市への派遣)【行政】</p> <p>市が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のための県職員の市への派遣など連携体制を構築する。</p>
⑥	<p>(防災拠点の整備)【行政】〈再掲 1-1①〉</p> <p>応急対策活動の拠点となる市役所本庁舎、危機管理センター及び支所等をはじめとする施設等の耐震化率は、100% (R2. 1. 1) を達成したが、今後も施設老朽化による耐震性能の低下が見込まれるので、引き続き、計画的に耐震診断を実施するなど対策が必要である。</p>	<p>(防災拠点の整備)【行政】〈再掲 1-1①〉</p> <p>発災時において応急対策活動の拠点となる市役所本庁舎、危機管理センター及び支所等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等に努める。</p>
⑦	<p>(公共施設の耐震化)【事業者・行政】〈再掲 1-1②〉</p> <p>防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、82.3% (H30. 4. 1) と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。</p>	<p>(公共施設の耐震化)【事業者・行政】〈再掲 1-1②〉</p> <p>学校、社会福祉施設、病院、保育所、公民館、市民センター等の公共的施設においては、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。また、多数の者が利用する公共施設等において、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。</p>

⑧	<p>(公共施設の耐震性)【事業者・行政】〈再掲 1-1③〉</p> <p>防災拠点となる公共施設等において、未だ一部の施設で耐震性が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む必要がある。</p>	<p>(公共施設の耐震性)【事業者・行政】〈再掲 1-1③〉</p> <p>多数の者が利用する公共施設等において、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化に努める。</p>
⑨	<p>(警察・消防施設の耐震化)【行政】〈再掲 2-3⑩〉</p> <p>警察施設及び消防庁舎の耐震化率は、それぞれ 100% (H31. 3. 25・H28. 4 月末) であることなどから、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を継続する必要がある。</p>	<p>(警察・消防施設の耐震化)【行政】〈再掲 2-3⑩〉</p> <p>災害時に地域の災害警備活動の拠点となる消防屯所において、計画的な整備に努め、耐震性の確保を図る。</p>
⑩	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>
⑪	<p>(防災拠点の非常用電源)【事業者・行政】〈再掲 2-4①〉</p> <p>防災拠点においては、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を推進することが必要である。また、災害時にエネルギー供給が長期間途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。</p>	<p>(防災拠点の非常用電源)【事業者・行政】〈再掲 2-4①〉</p> <p>防災拠点施設等において、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備等の整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど非常用電源の確保を図る。</p>

⑫	<p>(避難所の指定と機能強化)【行政】〈再掲 2-2⑱〉</p> <p>避難所となる公共施設等は、必ずしも耐震化や防災機能(備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等)を有していないことから、機能強化等の対策等を進めるとともに、防災機能を有する公共施設等を指定避難所として設定する必要がある。</p>	<p>(避難所の指定と機能強化)【行政】〈再掲 2-2⑱〉</p> <p>災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定するとともに、必要に応じて施設の補強、補修等を行い、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難所等の機能強化を図る。</p>
⑬	<p>(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑤〉</p> <p>道路施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。また、道路交通施設の倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑤〉</p> <p>耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。</p>
⑭	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑲〉</p> <p>海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する必要がある。</p>	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑲〉</p> <p>海岸堤防等について、市の「海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設においては、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。</p>
⑮	<p>(大規模風水害の被害の軽減)【行政】〈再掲 1-4⑰〉</p> <p>大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、県の河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策を進める。</p>	<p>(大規模風水害の被害の軽減)【行政】〈再掲 1-4⑰〉</p> <p>河川の氾濫に伴う洪水浸水等の水害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を実施するとともに、河積の確保や、上流ダムの建設等による整備を行う。</p>

⑯	<p>(土石流危険溪流の砂防工事)【行政】〈再掲 1-5⑦〉</p> <p>土砂災害を予防するため、土石流危険溪流の砂防工事を行う必要がある。</p>	<p>(土石流危険溪流の砂防工事)【行政】〈再掲 1-5⑦〉</p> <p>土石流危険溪流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を進める。</p>
⑰	<p>(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)【行政】〈再掲 1-5⑧〉</p> <p>土砂災害を予防するため、急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事を行う必要がある。</p>	<p>(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)【行政】〈再掲 1-5⑧〉</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所において、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を進める。</p>
⑱	<p>(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)【行政】〈再掲 1-5⑨〉</p> <p>土砂災害を予防するため、地すべり危険箇所の地すべり防止工事を行う必要がある。</p>	<p>(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)【行政】〈再掲 1-5⑨〉</p> <p>地すべり危険箇所において、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を進める。</p>
⑲	<p>(給油所の確保)【事業者・行政】</p> <p>燃料供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な燃料を確保する必要がある。</p>	<p>(給油所の確保)【事業者・行政】</p> <p>大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないよう、災害対処にあたる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を推進する。</p>
⑳	<p>(防災拠点施設等の総合管理)【行政】</p> <p>市役所本庁舎やインフラ施設などの公共施設において、維持管理や老朽化対策などを適切に実施しなければ、災害時に防災拠点等としての機能を果たせなくなるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(防災拠点施設等の総合管理)【行政】</p> <p>防災拠点の機能を有する施設においては、平成 29 年 3 月策定の三豊市公共施設等総合管理計画に基づき、適切に公共施設の維持管理、老朽化対策、長寿命化または施設の更新(統廃合等を含む)等を進める。</p>

⑳	<p>(消防署所の耐震化等)【行政】</p> <p>消防署所においては、78施設中15施設が40年を経過しており、コンクリート等が劣化し、強度が低下しているため、座屈、倒壊等により消防力が大きく低下するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(消防署所の耐震化等)【行政】</p> <p>三豊市消防団再編計画に基づき、施設の建て替え等を行い、耐震化を図る。今後、施設の老朽化が見込まれる三観広域北消防署第2分署及び第3分署においては、建て替えや複合化を含めて、全庁的に配置計画を検討する。</p>
㉑	<p>(防災拠点施設の耐震化等)【行政】</p> <p>防災拠点となる市役所本庁舎及び支所において、災害時の揺れ、浸水等から機能継続性を確保しなければ、行政機能が大幅に低下するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(防災拠点施設の耐震化等)【行政】</p> <p>災害時の揺れや浸水から機能継続性を確保する対策を検討、実施する。</p>
㉒	<p>(庁舎等の浸水対策の実施)【行政】</p> <p>市役所本庁舎を含め全ての庁舎で耐震性を満たしているが、水害時の対策ができていない。ハザードマップによると、50cm～3m浸水する可能性がある施設が3か所あり、施設自体のアクセスが不可能になる。重要な機能や食料の備蓄は施設の1階に集約されており、非常用発電機が設置されている施設においては1階にあるため、浸水した場合、機能が大幅に低下するおそれがある。</p>	<p>(庁舎等の浸水対策の実施)【行政】</p> <p>1階が浸水した場合の施設の機能低下を防ぐため、止水板や土のうを設置できるように準備し、非常用発電機の浸水対策を施すとともに、必要物品のフロア移動が迅速にできるように持ち出す物のリストを作成する。</p> <p>また、施設が孤立した場合に備え、食料だけでなく衛生用品を備蓄する。</p>
㉓	<p>(防災拠点施設の電力の確保)【行政】</p> <p>防災拠点となる市役所本庁舎及び支所等において、非常用電源設備の機能強化を進めるほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法を検討しておかなければ、行政機能が大幅に低下するおそれがある。</p>	<p>(防災拠点施設の電力の確保)【行政】</p> <p>非常用発電機の機能強化や燃料の調達方法の検討などに取り組む。</p>

<p>②⑤</p>	<p>(情報、通信機器等の業務継続体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>職員の不足、情報インフラの損害により、情報収集、検索など災害対策の立案に必要な活動が実施不可能となるなど災害対応能力が低下するおそれがある。</p> <p>また、施設においては、電源や通信設備の冗長化(システムの不具合に備え予備装置を配置すること)が出来ていないとともに、職員の参集については交通網の寸断等により主要施設に到達できないなど行政機能が大幅に低下するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(情報、通信機器等の業務継続体制の整備)【事業者・行政】</p> <p>情報システムのネットワーク化及び当該ネットワークの冗長化〔有線(フレキシブル配管による地中埋設)+無線のハイブリット化〕及びシステムの冗長化(サーバなどデータ保管場所のマルチ化)などを進めるとともに、各施設において長時間の自営電源設備の確保などを進める。</p> <p>また、IT部門の業務継続計画(BCP)を策定する。</p>
<p>②⑥</p>	<p>(車両の確保)【行政】</p> <p>現場活動を中心とする防災拠点では、災害時の活動において車両が不可欠であり、浸水などにより車両が使用できなくなる可能性や、出動不能となるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(車両の確保)【行政】</p> <p>各種浸水想定区域内に位置する車両を移動することができる高台等の確保とともに、高台等への駐車場整備の推進を検討する。</p>
<p>②⑦</p>	<p>(市の業務継続体制(BCP)の整備)【行政】</p> <p>庁舎等が被災し、災害対応に支障がでるおそれがある。</p> <p>通信網(電話及びインターネット等)が被災し、市内外の関係機関との連絡ができなくなるおそれがある。停電により、情報機器の使用ができないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(市の業務継続体制(BCP)の整備)【行政】</p> <p>三豊市業務継続計画(BCP)を策定しており、適宜見直しを図り、庁舎等の被災に備え、予め代替庁舎等を検討する。</p> <p>また、食料、飲料水、毛布、衛生用品等の備蓄を行うとともに、仮眠所等の確保、衛星携帯電話、防災行政無線等、多様な通信手段を準備する。</p> <p>防災活動拠点(市役所本庁舎及び支所・保健所・消防署等)においては、非常用発電機の機能強化を図るとともに、燃料の調達方法等の検討を行う。</p>

⑳	<p>(市職員の参集)【行政】</p> <p>災害時に迅速な対応を行うため、職員等の安否確認手段がなければ、人員確保の見込みが立てられなくなるおそれがある。また、災害対応人員については、職員を総動員したとしても絶対的に不足するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(市職員の参集)【行政】</p> <p>災害時の迅速な対応に向けた市職員等の安否確認手段の確立や、不足人員を補うため市職員OBや県、他市町村との協力体制の構築について検討を行う。</p>
㉑	<p>(市職員の体調管理)【行政】</p> <p>職員は長期間、心身ともに非常に困難な災害対応を強いられた場合には、心身に不調をきたす職員が多数発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(市職員の体調管理)【行政】</p> <p>災害業務に従事した職員が「二次被災者」とならないよう、災害対応時の勤務シフトの導入による休暇の確保、心身の疲労度や健康状況に関する定期的な自己チェックの実施及び健康相談やカウンセリングなどの相談体制の整備により、市職員の健康管理体制の構築を検討する。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-3	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
指標の名称		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
市のBCPの更新		未更新	見直し
ICT-BCPの策定		未策定	策定済み
庁舎内の避難訓練の回数		1/年	2/年

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
番号	脆弱性評価	対応策
①	(情報伝達設備の整備)【市民・行政】〈再掲 1-3⑥〉 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図る必要がある。住民による情報伝達体制を確立する必要がある。	(情報伝達設備の整備)【市民・行政】〈再掲 1-3⑥〉 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県及び三豊市防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート(公共情報コモンズ)などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化を図る。さらに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を行うほか、防災行政無線操作卓等の定期的な改修や更新によって情報伝達設備の強化に努める。一方、市民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機設置率の向上に努め、市民による情報伝達体制も確立する。 加えて、県が主体となり、適宜、近隣市町との情報伝達訓練を実施する。
②	(通信設備バックアップ体制の整備)【事業者・行政】 民間通信事業者の回線が停止した場合でも、災害救助活動ができるよう移動系防災行政無線、衛生携帯電話、警察等の情報通信システム基盤について、耐災害性の向上等を図る必要がある。	(通信設備バックアップ体制の整備)【事業者・行政】 発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強く信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制、複線化の整備を図る。 また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制の強化を整備する。

③	<p>(電力供給の確保)【事業者】</p> <p>電力の長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(電力供給の確保)【事業者】</p> <p>発災時においても電力供給を確保するため、送電設備など各設備ごとに耐震化対策を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。</p>
④	<p>(ガス供給体制の確保)【事業者】</p> <p>ガスの長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(ガス供給体制の確保)【事業者】</p> <p>発災時においてもガス供給を確保するため、設備の耐震性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、整備を図る。</p>
⑤	<p>(情報通信施設の強化)【行政】〈再掲 1-6③〉</p> <p>消防庁舎は、施設の耐災害性を強化する必要がある。また、無線通信による不感地帯の解消、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(情報通信施設の強化)【行政】〈再掲 1-6③〉</p> <p>三観広域消防本部の通信指令室や消防救急無線等の情報通信施設等において、高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化や不感地帯の解消を図る。</p>
⑥	<p>(防災拠点施設の電力確保対策)【事業者・行政】</p> <p>防災拠点となる市役所本庁舎及び支所において、商用電力からの電力供給が途絶えた場合、災害対応等が実施できなくなるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(防災拠点施設の電力確保対策)【事業者・行政】</p> <p>非常用電源設備の設置を進めるほか、非常用発電に用いる燃料の調達方法について検討する。</p>

⑦	<p>(庁舎等の電力確保対策)【事業者・行政】</p> <p>市役所本庁舎及び支所において商用電力停止後、さらに非常用発電設備の破損または燃料切れ等により自設電力についても供給停止した場合、情報通信施設、ネットワーク機器、サーバ機器等の機能が停止し、情報の参照、収集、蓄積、提供及び共有が不能となり、行政機能が著しく低下するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(庁舎等の電力確保対策)【事業者・行政】</p> <p>市役所本庁舎及び支所において外部仮設置発電設備と電力切替設備の確保を検討する。</p> <p>その他出先機関においても大規模無停電装置の整備を進めるとともに、ポータブル発電機等の常設又は仮設発電機の優先貸出協定及び燃料等の供給等の協定の充実・強化を図る。市役所本庁舎及び支所における自家発電設備の燃料の補完だけでなくガソリン燃料の補完体制を整える。</p>
---	---	---

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要なものに伝達できない事態
番号	脆弱性評価	対応策
①	(情報伝達設備の整備)【市民・行政】〈再掲 1-3⑥〉 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図る必要がある。住民による情報伝達体制を確立する必要がある。	(情報伝達設備の整備)【市民・行政】〈再掲 1-3⑥〉 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県及び三豊市防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート(公共情報コモンズ)などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化を図る。さらに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を行うほか、防災行政無線操作卓等の定期的な改修や更新によって情報伝達設備の強化に努める。一方、市民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機設置率の向上に努め、住民による情報伝達体制も確立する。 加えて、県が主体となり、適宜、近隣市町との情報伝達訓練を実施する。
②	(避難情報の伝達手段の強化)【行政】〈再掲 1-3④〉 避難に関する情報の伝達方法について、多様な手段を整備する必要がある。	(避難情報の伝達手段の強化)【行政】〈再掲 1-3④〉 避難に関する情報の伝達方法については、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。 また、今後も各情報伝達体制を検証し、より実践的に改善するとともに、多様な情報通信機器を利用し、情報伝達体制の確立を図る。

③	<p>(要配慮者への情報伝達手段の工夫)【市民・行政】〈再掲 1-3⑤〉 高齢者、障がい者等の要配慮者への情報伝達体制を整備する必要がある。</p>	<p>(要配慮者への情報伝達手段の工夫)【市民・行政】〈再掲 1-3⑤〉 情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた多様な情報伝達手段で伝達を行うなど、自治会長、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。</p>
④	<p>(避難行動要支援者台帳の整備と情報の有効活用) 【市民・事業者・行政】〈再掲 1-6⑥〉 高齢者や障がい者等の要配慮者の円滑な避難を実施するため、関係機関等と連携し、必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(避難行動要支援者台帳の整備と情報の有効活用) 【市民・事業者・行政】〈再掲 1-6⑥〉 高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、災害時要援護者名簿を作成・更新するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。</p>
⑤	<p>(住宅・建物等の耐震化)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1④〉 住宅の耐震化率は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</p>	<p>(住宅・建物等の耐震化)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1④〉 市営住宅及び民間住宅をはじめとした建築物において、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進に努める。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物等においては、重点的な耐震化の促進に努める。</p>
⑥	<p>(情報通信機器の耐震性強化)【行政】 住民への災害情報提供にあたり、通信設備の損壊等により災害時に支障をきたさないよう、施設の耐震化を進めるとともに、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能へ強化を図る必要がある。</p>	<p>(情報通信機器の耐震性強化)【行政】 発災時等における情報通信、放送の送信及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。</p>

⑦	<p>(災害時情報提供の多重化)【事業者・行政】</p> <p>防災行政無線システムは、光ファイバー網に付随しているため、同ネットワークが損害を受けると通信できない地区が生じるなど、災害に関する情報の不達地域が発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(災害時情報提供の多重化)【事業者・行政】</p> <p>緊急情報提供無線システムだけでなく、WEBページやインターネットクラウド上のSNSサービスなどに公式アカウントを作成するなど、情報提供手段の複線化を図るとともに、平常時から運用を行う。</p>
---	--	--

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
番号	脆弱性評価	対応策
①	(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑤〉 道路施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。また、道路交通施設の倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。	(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑤〉 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。
②	(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑱〉 海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する必要がある。	(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑱〉 海岸堤防等について、市の「海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設においては、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。
③	(港湾施設の長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 2-2⑨〉 港湾施設において、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図る必要がある。	(港湾施設の長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 2-2⑨〉 港湾施設において、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。

④	<p>(燃料供給ルートの確保)【事業者・行政】</p> <p>燃料供給ルートを実際に確保するため、発災後の迅速な輸送経路の確保に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送が行えるよう検討する必要がある。</p>	<p>(燃料供給ルートの確保)【事業者・行政】</p> <p>関係機関・団体等と連携して、障害物の除去などの道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。</p>
⑤	<p>(道路啓開作業の円滑化)【事業者・行政】〈再掲 2-1④〉</p> <p>発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(道路啓開作業の円滑化)【事業者・行政】〈再掲 2-1④〉</p> <p>災害時の緊急輸送及び燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。</p>
⑥	<p>(中小企業向けBCP策定セミナーの開催)【事業者・行政】</p> <p>市内中小企業に対し、BCP策定の必要性についての普及啓発及び策定の促進に取り組む必要がある。</p>	<p>(中小企業向けBCP策定セミナーの開催)【事業者・行政】</p> <p>商工会が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのBCP策定セミナーの開催等を行い、早期のBCP策定を促進する。</p>
⑦	<p>(給油所の確保)【事業者・行政】〈再掲 3-3⑱〉</p> <p>燃料供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な燃料を確保する必要がある。</p>	<p>(給油所の確保)【事業者・行政】〈再掲 3-3⑱〉</p> <p>大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないよう、災害対処にあたる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を推進する。</p>
⑧	<p>(中小企業の事業継続計画の策定)【事業者・行政】</p> <p>災害発生時に企業が事業を継続または早期復旧するためには、事業継続計画の策定が有効とされているが、県内企業の策定率は低く、サプライチェーンを寸断させるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(中小企業の事業継続計画の策定)【事業者・行政】</p> <p>各中小企業は、実効性の高い事業継続計画(BCP)の策定と着実な運用を推進する。行政は、中小企業に対して、事業継続計画の必要性を普及啓発するとともに、策定支援を行う。</p>

⑨	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>地震などにより、道路、歩道橋等の道路附属物、緊急輸送道路下にあるライフラインが、倒壊または損傷等し、交通ネットワークの機能が停止または低下するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>緊急輸送道路において橋梁の耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努めるとともに、電柱倒壊の防止対策として、電線類の地中化を検討する。また、緊急輸送道路となる道路の整備を進める。</p> <p>緊急輸送道路に設置されている歩道橋等の道路附属物の計画的な点検及び修繕、街路灯の老朽化対策を着実に実施するとともに、道路・側溝清掃やパトロールを定期的実施する。</p>
⑩	<p>(エネルギー供給事業者の耐災害性の強化)【事業者】</p> <p>エネルギー供給事業者の被災により、エネルギー供給が停止するおそれがあるために対策を行う必要がある。</p>	<p>(エネルギー供給事業者の耐災害性の強化)【事業者】</p> <p>エネルギー供給事業者において、実効性の高い事業継続計画（BCP）の策定と着実な運用を進めるとともに、関連施設の計画的な耐災害性の向上に努める。</p>
⑪	<p>(金融機関の耐災害性の強化)【事業者】</p> <p>各金融機関が、被災した場合、金融サービス等の機能停止し、商取引に甚大な影響が生ずるおそれがあるために対策を行う必要がある。</p>	<p>(金融機関の耐災害性の強化)【事業者】</p> <p>各金融機関において、実効性の高い事業継続計画（BCP）の策定と着実な運用を進めるとともに、関連施設や設備の計画的な耐災害性の向上を図る。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
番号	脆弱性評価	対応策
①	(事業者における安全対策)【事業者・行政】 燃料備蓄施設が被災した場合に災害の発生及び拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。	(事業者における安全対策)【事業者・行政】 燃料備蓄施設は、災害時に、市内近隣のエネルギー拠点として重要な役割を果たすことになり、発災時には各事業者において、石油タンク等の耐震性の確保や当該施設の液状化等の状況に応じた対策など地震・津波対策を推進する。
②	(道路下の地盤の把握)【行政】 地震により緊急通行車両等の走行に支障が生じないよう、道路下の地盤の状況などを把握する必要がある。	(道路下の地盤の把握)【行政】 地震により緊急通行車両等の走行に支障が生じないよう、路面下空洞の調査、路面性状調査を行い、道路下の地盤の状況などの把握に努める。
③	(事業者による相互応援防災組織の立上げ)【事業者・行政】 発災時に協力し合えるように、企業間の連携を図る必要がある。	(事業者による相互応援防災組織の立上げ)【事業者・行政】 災害発生時には企業に対し、相互応援防災組織を組織するよう働きかけを行い、企業間の連携を図るよう努める。
④	(自衛防災組織の充実・強化)【事業者・行政】 災害の発生を想定し、事業者による自衛防災組織の充実・強化を図る必要がある。	(自衛防災組織の充実・強化)【事業者・行政】 災害発生を想定し、事業所における研修等を通じて、自衛防災組織の充実・強化を図る。

⑤	<p>(関係事業者による合同訓練の実施)【事業者・行政】</p> <p>災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。</p>	<p>(関係事業者による合同訓練の実施)【事業者・行政】</p> <p>災害発生を想定し、周辺の企業も含んだ事業者の自衛防災組織と防災機関が一体となった体制を整備する。</p>
⑥	<p>(燃料備蓄施設等防災計画の改定)【事業者・行政】</p> <p>火災、煙、有害物質等の流出により、燃料備蓄施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。</p>	<p>(燃料備蓄施設等防災計画の改定)【事業者・行政】</p> <p>燃料備蓄施設等防災計画を踏まえ、関係事業者の一層の連携により防災体制の強化を図る。特に、地震時などによる危険物タンク等における火災等の危険性などについては、市は事業者に災害時の情報伝達を含めた避難誘導計画の見直しなどについて、適宜改定を促す。</p>
⑦	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>
⑧	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑱〉</p> <p>海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する必要がある。</p>	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑱〉</p> <p>海岸堤防等について、市の「海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設においては、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。</p>

⑨	<p>(有害物質の飛散・流出の防止)【事業者・行政】</p> <p>有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き県や他市町と連携して対応する必要がある。</p>	<p>(有害物質の飛散・流出の防止)【事業者・行政】</p> <p>有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、県と連携体制を構築し、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。</p>
⑩	<p>(燃料備蓄施設の事業継続計画策定、体制整備)【事業者・行政】</p> <p>燃料備蓄施設において火災及び損壊が発生した場合、地元企業の生産活動に深刻な影響を与えるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(燃料備蓄施設の事業継続計画策定、体制整備)【事業者・行政】</p> <p>燃料備蓄施設の構成事業者に対し、事業継続計画策定を促し、被災時の被害拡大の防止、事業継続能力の一層の向上を図るとともに、各事業者においては関連施設の計画的な耐災害性の向上に努める。</p> <p>また、行政と燃料備蓄施設設置企業の間で、緊急時における非常連絡体制を整える。海上保安庁等の他行政機関や燃料備蓄施設設置企業との連携強化を図る。</p> <p>燃料備蓄施設災害対応資機材及び人員の増強を図る。</p> <p>泡消火薬剤の更新を促進する。</p>
⑪	<p>(燃料備蓄施設の耐震化・液状化対策・津波対策)【事業者・行政】</p> <p>燃料備蓄施設において火災及び損壊が発生した場合、働く従業員、周辺の住民の安全が確保できないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(燃料備蓄施設の耐震化・液状化対策・津波対策)【事業者・行政】</p> <p>燃料備蓄施設の構成事業者に対し、燃料備蓄施設の耐震化・液状化対策・津波対策を継続指導する。</p>

⑫	<p>(文化財の保護)【市民・事業者・行政】</p> <p>大規模な火災等によって、文化財が燃失・損傷するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(文化財の保護)【市民・事業者・行政】</p> <p>防火面においては、既設の消防設備の設備点検を怠りなく行い、使いやすい状態で維持することや地域住民と合同で防火演習を実施する等で防火意識の向上を継続して図る。</p> <p>地区内建造物の耐震対策については、耐震予備診断の結果により、専門的な診断の実施や耐震方法の検討を経て、耐震補強に繋がるよう国庫等の補助制度の活用による耐震事業の実施を促す取り組みを進める。</p>
⑬	<p>(分析機器やガスマスク等の点検整備等)【事業者・行政】</p> <p>燃料備蓄施設に災害が発生し、有害物質が漏えい等した場合、燃料備蓄施設周辺住民の生活に支障が生じるなどの二次災害を発生させるおそれがある。</p> <p>また、防災行政無線を所有していないため、事業者との連絡、消防関係機関との連携も困難であり、被害を拡大させるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(分析機器やガスマスク等の点検整備等)【事業者・行政】</p> <p>検知管や分析機器、ガスマスク、防災行政無線等の整備を進め定期的にメンテナンスを実施する。また、燃料備蓄施設が被災した際の各関係機関の役割等を確認しておく。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-3	食料等の安定供給の停滞
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(食料、飲料水の在庫管理と調達先の確保)</p> <p>【事業者・行政】〈再掲 2-1⑩〉</p> <p>民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、市、県、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。</p>	<p>(食料、飲料水の在庫管理と調達先の確保)</p> <p>【事業者・行政】〈再掲 2-1⑩〉</p> <p>食料(食物アレルギーへの対応を含む。)や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。</p>
②	<p>(運送事業者等との連携)【事業者・行政】〈再掲 2-1⑭〉</p> <p>発災後に迅速な物資輸送を円滑に行うため、関係機関の連携等の体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(運送事業者等との連携)【事業者・行政】〈再掲 2-1⑭〉</p> <p>物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。</p>
③	<p>(農地の塩害対策)【事業者・行政】</p> <p>津波・高潮等の発災における、農地の塩害対策を推進する必要がある。</p>	<p>(農地の塩害対策)【事業者・行政】</p> <p>津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。</p>

④	<p>(農道・林道等の改修・補修)【事業者・行政】 農業・林業に係る生産基盤等において、整備を図る必要がある。</p>	<p>(農道・林道等の改修・補修)【事業者・行政】 農業・林業に係る生産基盤等において、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道・林道等の改修・整備を推進する。</p>
⑤	<p>(農地保全)【市民・事業者・行政】 施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携した施設の保全・管理を推進する必要がある。</p>	<p>(農地保全)【市民・事業者・行政】 農産物の安定供給を図るため、農地等の地域資源の保全・管理を推進する。</p>
⑥	<p>(漁港施設の老朽化対策)【行政】 漁港施設の老朽化対策を図る必要がある。</p>	<p>(漁港施設の老朽化対策)【行政】 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、施設の老朽化対策として、長寿命化のための調査や計画策定を実施するとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。</p>
⑦	<p>(漁港施設の機能強化の整備)【行政】 漁港施設の機能強化に係る整備を行う必要がある。</p>	<p>(漁港施設の機能強化の整備)【行政】 防災・減災対策として、防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備を行うよう努める。</p>
⑧	<p>(道路施設・海岸堤防の耐震化)【事業者・行政】 道路の寸断等によって、サプライチェーンを一貫して途絶させないためには、道路の防災及び震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、各々の災害対応力を強化する必要がある。</p>	<p>(道路施設・海岸堤防の耐震化)【事業者・行政】 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保に努める。</p>

⑨	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>地震などにより、道路、歩道橋等の道路附属物、緊急輸送道路下にあるライフラインが、倒壊または損傷等し、交通ネットワークの機能が停止または低下するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(道路、橋梁の耐震化等)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑰〉</p> <p>緊急輸送道路において橋梁の耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努めるとともに、電柱倒壊の防止対策として、電線類の地中化を検討する。また、緊急輸送道路となる道路の整備を進める。</p> <p>緊急輸送道路に設置されている歩道橋等の道路附属物の計画的な点検及び修繕、街路灯の老朽化対策を着実に実施するとともに、道路・側溝清掃やパトロールを定期的実施する。</p>
⑩	<p>(農業用水の渇水対策)【事業者・行政】</p> <p>気候変動の影響により渇水リスクが高まっており、財田川水系のダム水利使用者間で適切な渇水調整を行わなければ、農業生産等に支障が生じるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(農業用水の渇水対策)【事業者・行政】</p> <p>財田川水系のダム水利使用者間で適切な渇水調整を行うことを目的として設立する、財田川沿岸防災協議会により、渇水対策、水利使用の調整を適切に実施する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-1	電力供給ネットワーク(送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
番号	脆弱性評価	対応策
①	(電力供給の確保)【事業者】〈再掲 4-1③〉 電力の長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。	(電力供給の確保)【事業者】〈再掲 4-1③〉 発災時においても電力供給を確保するため、送電設備など各設備ごとに耐震化対策を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。
②	(ガス供給体制の確保)【事業者】〈再掲 4-1④〉 ガスの長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。	(ガス供給体制の確保)【事業者】〈再掲 4-1④〉 発災時においてもガス供給を確保するため、設備の耐震性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、整備を図る。
③	(事業者における安全対策)【事業者・行政】〈再掲 5-2①〉 燃料備蓄施設が被災した場合に災害の発生及び拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。	(事業者における安全対策)【事業者・行政】〈再掲 5-2①〉 燃料備蓄施設は、災害時に、市内近隣のエネルギー拠点として重要な役割を果たすことになり、発災時には各事業者において、石油タンク等の耐震性の確保や当該施設の液状化等の状況に応じた対策など地震・津波対策を推進する。

④	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>
⑤	<p>(再生可能エネルギーの導入)【市民・事業者・行政】</p> <p>エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。</p>	<p>(再生可能エネルギーの導入)【市民・事業者・行政】</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点やエネルギー源の分散化や地域経済への波及効果の観点から重要であるため、「住宅用太陽光発電設備等設置への補助」や「市有施設への太陽光発電システム設備等」など再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。</p>
⑥	<p>(再生可能エネルギー等の導入促進)【事業者・行政】</p> <p>既存エネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合、電力供給が停止し、家庭や企業等で電気製品が使用できなくなり、市民生活や経済活動に甚大な影響が及ぶおそれがあるために対策を行う必要がある。</p>	<p>(再生可能エネルギー等の導入促進)【事業者・行政】</p> <p>災害時においても、電力や熱を継続的に供給するため、再生可能エネルギー、燃料電池、ガスコージェネ等の多様なエネルギー資源を活用した自立分散型エネルギーネットワークの構築を目指す。</p> <p>太陽エネルギー（太陽光、太陽熱）の利用促進を図るとともに、太陽光発電システム、家庭用蓄電池システム等の設置補助制度を継続する。</p> <p>また、非常時等にバッテリー代わりになる電気自動車の普及、啓発、電気自動車等導入促進事業を検討する。</p>
⑦	<p>(関係機関との合同訓練の実施)【事業者・行政】</p> <p>大規模な地震または風水害等の発生により、燃料備蓄施設において、制御不能な広域災害が発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(関係機関との合同訓練の実施)【事業者・行政】</p> <p>海上保安庁、県警、県、日本赤十字社、三観広域北消防署及び燃料備蓄施設企業等と合同訓練等を実施することにより連携を強化し、防災力を高める。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(水道施設の損傷対策、復旧体制の整備)</p> <p>【事業者・行政】〈再掲 2-1⑥〉</p> <p>水道管路施設の耐震化率は、5.7% (H31.3.31) であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する。一方で応急給水拠点の整備も進める必要がある。</p>	<p>(水道施設の損傷対策、復旧体制の整備)</p> <p>【事業者・行政】〈再掲 2-1⑥〉</p> <p>水道施設において、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。</p>
②	<p>(地下水の保全と再生水の供給環境整備)</p> <p>【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑦〉</p> <p>地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。</p>	<p>(地下水の保全と再生水の供給環境整備)</p> <p>【市民・事業者・行政】〈再掲 2-1⑦〉</p> <p>地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、地下水の保全を図る。また、雨水の再利用を促進するため、地下水の保全を図る。</p>
③	<p>(農業用水施設の耐震化等)【行政】</p> <p>地震、大雨等により、水路、ため池、河川からの取水施設などが倒壊または損壊等した場合、農業経営に影響が及ぶおそれがある。</p>	<p>(農業用水施設の耐震化等)【行政】</p> <p>水路、ため池、高瀬川、財田川、香川用水からの取水施設など農業用水施設の老朽化対策、耐震対策を進める。</p>

④	<p>(上水道基幹施設の耐震化等)【事業者・行政】</p> <p>配水池等の水道基幹施設において、施設の損壊等により給水が停止した場合には、市民生活や企業の経済活動に重大な支障が生じる懸念があるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(上水道基幹施設の耐震化等)【事業者・行政】</p> <p>配水池等の上水道基幹施設において、老朽施設の更新に併せて計画的に耐震化を推進する。</p>
⑤	<p>(上水道配水管の耐震化対策等)【事業者・行政】</p> <p>上水道配水管は、今後、一斉に更新時期を迎えるとともに、耐震化を進めなければ、大規模な地震発生時においては断水等が生じる懸念があるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(上水道配水管の耐震化対策等)【事業者・行政】</p> <p>上水道配水管において、老朽管の更新に併せて計画的に耐震化を推進する。</p>
⑥	<p>(上水道施設に係る機能復旧力の向上)【事業者・行政】</p> <p>上水道施設の損壊等があった場合に機能復旧が遅れると、市民生活や企業の生産活動に重大な支障が生じるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(上水道施設に係る機能復旧力の向上)【事業者・行政】</p> <p>上水道施設において、施設が被災した場合に早期に機能復旧ができるよう、震災対応マニュアル等の充実を図る。</p>
⑦	<p>(上水道の渇水対策)【事業者・行政】</p> <p>地球温暖化に伴う気候変動の影響により、降水量変動幅の増大、少雨の年の年降水量の減少など、渇水リスクが高まっており、市民生活や企業の経済活動に支障が生じるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(上水道の渇水対策)【事業者・行政】</p> <p>水源の多系統化を維持する。また、渇水対策に関し適時に関係者間で調整を行う。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
番号	脆弱性評価		対応策
①	(集落排水処理施設の耐震化と集落排水処理BCP策定)【行政】 県と連携して農業及び漁業集落排水処理BCPの策定を促進していく必要がある。		(集落排水処理施設の耐震化と集落排水処理BCP策定)【行政】 集落排水処理施設の耐震診断を実施し、計画的に耐震対策を実施するとともに、集落排水処理BCPの策定の推進や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な集落排水処理事業の実施を図るため、長寿命化計画を策定し、適切な施設管理に努める。
②	(集落排水の機能保全)【事業者・行政】 農業集落排水処理施設の老朽化に対する機能診断は100% (H23.3)であるが、機能診断から10年近くが経過していることから、再度、機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。		(集落排水の機能保全)【事業者・行政】 農業集落排水処理施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化や耐震化について、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき計画の策定等の支援を行う。
③	(農道・林道等の改修・補修)【事業者・行政】〈再掲 5-3④〉 農業・林業に係る生産基盤等において、整備を図る必要がある。		(農道・林道等の改修・補修)【事業者・行政】〈再掲 5-3④〉 農業・林業に係る生産基盤等において、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道・林道等の改修・整備を推進する。

④	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>
⑤	<p>(合併処理浄化槽への転換設置促進)【行政】</p> <p>浄化槽においては、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</p>	<p>(合併処理浄化槽への転換設置促進)【行政】</p> <p>老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。</p>
⑥	<p>(集落排水処理施設の耐震化等)【行政】</p> <p>集落排水処理施設の損壊等により排水機能が低下した場合には、市民生活や経済活動に重大な支障が生じるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(集落排水処理施設の耐震化等)【行政】</p> <p>集落排水処理施設において、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、計画的に耐震化を推進する。</p>
⑦	<p>(集落排水処理管路等の耐震化等)【事業者・行政】</p> <p>集落排水処理管路は膨大で、旧耐震基準にて建設されたものが多いことから、集落排水処理管路の耐震化を進めなければ、排水できない事態が生じるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(集落排水処理管路等の耐震化等)【事業者・行政】</p> <p>耐震診断にて構造計算を満足しない集落排水処理管路等の耐震対策(管更生・浮上対策等)を推進する。</p>
⑧	<p>(集落排水処理施設の機能復旧)【行政】</p> <p>集落排水処理施設が損壊等した場合に機能復旧が遅れると市民生活や企業の生産活動に重大な支障が生じるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(集落排水処理施設の機能復旧)【行政】</p> <p>集落排水処理施設において、施設が被災した場合に迅速な排水処理機能の復旧・事業継続を行うため、集落排水処理BCPを策定しているが、これに基づいた訓練等を実施する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-4	陸・海・空のネットワークが分断する事態	
番号	脆弱性評価		対応策
①	<p>(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑤〉</p> <p>道路施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。また、道路交通施設の倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。</p>		<p>(道路施設の点検、耐震対策)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑤〉</p> <p>耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。</p>
②	<p>(橋梁等の長寿命化計画)【行政】〈再掲 1-1⑥〉</p> <p>交通施設等において、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適切な維持管理に努める必要がある。</p>		<p>(橋梁等の長寿命化計画)【行政】〈再掲 1-1⑥〉</p> <p>道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路(農道も含む)において代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。</p>
③	<p>(道路の防災工事)【行政】</p> <p>輸送ルートを実際に確保するため、地震、水害、土砂災害、津波、高潮対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、輸送ルートの分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。</p>		<p>(道路の防災工事)【行政】</p> <p>道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険個所において、防災工事を行うなど道路施設の整備を努める。</p>

④	<p>(道路の防災工事)【事業者・行政】</p> <p>幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定されることから、関係機関との協力・連携のもとで対策について事前に十分準備する必要がある。</p>	<p>(道路の防災工事)【事業者・行政】</p> <p>道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。</p>
⑤	<p>(緊急輸送のための道路施設の整備促進)</p> <p>【事業者・行政】〈再掲 2-1①〉</p> <p>大規模地震が発生した場合に速やかな救命・救急、救助活動や緊急物資輸送体制を強化するため、「四国8の字ネットワーク」の完成など道路施設の整備推進に協力する必要がある。</p>	<p>(緊急輸送のための道路施設の整備促進)</p> <p>【事業者・行政】〈再掲 2-1①〉</p> <p>物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、高速道路株式会社等防災関係機関と連携し、インターチェンジからの接道の幹線道路の4車線化事業の検討を含めた「四国8の字ネットワーク」の早期完成など道路施設の整備を積極的に推進する。</p>
⑥	<p>(輸送ルートとしての農道・林道の活用)</p> <p>【事業者・行政】〈再掲 2-2⑭〉</p> <p>輸送ルートを実際に確保するため、地震・水害・土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間等で共有する必要がある。</p>	<p>(輸送ルートとしての農道・林道の活用)</p> <p>【事業者・行政】〈再掲 2-2⑭〉</p> <p>災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。</p>

⑦	<p>(道路啓開における障害物の除去、移動) 【事業者・行政】〈再掲 2-1⑤〉 発災後に物資輸送ルートを実際に確保するため、障害物の除去及び移動などの道路啓開を円滑に進められるよう、関係機関・団体等と連携し、必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(道路啓開における障害物の除去、移動) 【事業者・行政】〈再掲 2-1⑤〉 緊急輸送路等において、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。 三豊市建設業協会と締結した「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」に基づき、災害時の応急対策が迅速かつ的確に対応できるよう協力体制の強化に努める。</p>
⑧	<p>(道路啓開作業の円滑化) 【事業者・行政】〈再掲 2-1④〉 発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(道路啓開作業の円滑化) 【事業者・行政】〈再掲 2-1④〉 災害時の緊急輸送及び燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。</p>
⑨	<p>(鉄道施設の耐震性向上と早期復旧) 【事業者・行政】〈再掲 2-5⑦〉 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、鉄道施設の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。</p>	<p>(鉄道施設の耐震性向上と早期復旧) 【事業者・行政】〈再掲 2-5⑦〉 地震による被害を軽減するため、橋梁、土構造物等の鉄道施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震発生後の早期の復旧を期するため、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。</p>
⑩	<p>(線路の補強対策) 【事業者・行政】〈再掲 2-5⑧〉 事業者は鉄道施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。</p>	<p>(線路の補強対策) 【事業者・行政】〈再掲 2-5⑧〉 市は、事業者による線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するなど安全施設の整備を必要に応じて協力を図る。</p>

⑪	<p>(迅速な航路啓開の体制づくり)【行政】</p> <p>大規模な災害の発生に備え、迅速な航路啓開の体制づくりを図る必要がある。</p>	<p>(迅速な航路啓開の体制づくり)【行政】</p> <p>大規模な災害の発生に備え、防災機能強化港として指定されている詫間港において、迅速な航路啓開の体制を確立し、緊急物資輸送や緊急避難、エネルギー輸送など、西讃地区の防災拠点としての体制整備を図る。</p>
⑫	<p>(港湾施設の長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 2-2⑨〉</p> <p>港湾施設において、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図る必要がある。</p>	<p>(港湾施設の長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 2-2⑨〉</p> <p>港湾施設において、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。</p>
⑬	<p>(孤立地域への復旧活動の円滑化)【事業者・行政】</p> <p>島しょ部や孤立集落では、陸路及び海路が寸断され、救助活動や物資支援の障害となることが想定されるため、早期に啓開できるよう計画を立てる必要がある。</p>	<p>(孤立地域への復旧活動の円滑化)【事業者・行政】</p> <p>島しょ部や孤立集落において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路・海岸堤防等の耐震補強等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。</p>
⑭	<p>(広域災害時の想定)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-3⑳〉</p> <p>南海トラフ地震(最大クラス)等の広域的かつ大規模災害が発生した場合には、現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、J-A L E R Tの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を進め、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。</p>	<p>(広域災害時の想定)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-3⑳〉</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。</p>

⑮	<p>(交通施設等に関する耐震化等)【事業者・行政】</p> <p>地震などにより、鉄道網や緊急輸送道路が分断され、地域交通ネットワークが確保できないため、緊急時の移動等に支障が出るおそれがあることから、対策を行う必要がある。</p>	<p>(交通施設等に関する耐震化等)【事業者・行政】</p> <p>地域交通ネットワークを担う公共交通網を大規模地震時にも維持するため、各事業者による交通施設等の耐震化や適正管理、事業継続計画の策定を促進する。</p>
⑰	<p>(道路等の防災、震災対策)【事業者・行政】</p> <p>地震などにより、道路、歩道橋等の道路附属物、街路樹または道路下のライフラインが倒壊、損傷または倒木等し、地域交通ネットワークが分断され、防災拠点、物流拠点へのアクセスや企業の経済活動に支障が生じるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(道路等の防災、震災対策)【事業者・行政】</p> <p>道路の被災そのものを低減するため、道路の防災対策や老朽化対策を計画的に進める。緊急輸送道路及び緊急輸送道路上の橋梁等の安全性を確保するため、耐震化を進める。</p> <p>緊急輸送道路としてのネットワーク構築のため、道路の整備を計画的に進める。</p> <p>安全・迅速な避難及び被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、指定避難所、指定緊急避難場所及び病院周辺の道路整備を進める。</p> <p>災害発生時の緊急輸送路等都市防災機能を強化するため、踏切除去や道路との立体交差を一挙に実現する連続立体交差事業の促進及び関連事業の推進を図る。</p> <p>道路及び橋梁の耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努めるとともに電柱倒壊の防止対策として、電線類の地中化を検討する。</p> <p>歩道橋等の道路附属物の計画的な点検・修繕、街路灯の老朽化対策を着実に実施する。道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を要請する。</p> <p>街路樹の老朽化対策として更新計画を策定し、街路樹の更新を行う。また、街路樹の枯れ枝の除去等、適正な維持管理を行う。</p>

⑱	<p>(道路、橋梁の降雨対策)【事業者・行政】</p> <p>降雨等による道路冠水により、道路の損傷、宅地への浸水、または交通の障害等により交通ネットワークの機能が停止または低下するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(道路、橋梁の降雨対策)【事業者・行政】</p> <p>緊急輸送道路における道路・側溝清掃やパトロールを定期的を実施する。</p>
⑲	<p>(道路ネットワーク機能の維持及び強化)【事業者・行政】</p> <p>地震などにより、緊急輸送道路が分断され、隣接する市町との道路ネットワーク機能が停止または低下するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(道路ネットワーク機能の維持及び強化)【事業者・行政】</p> <p>道路ネットワーク機能の維持・強化や代替性機能の確保に向け、基幹となる道路網等のインフラ整備を促進し、輸送ルート of 確保を図る。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	(消防車両の確保)【行政】〈再掲 1-2⑦〉 建築物等全ての耐震化を短期間に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。	(消防車両の確保)【行政】〈再掲 1-2⑦〉 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、市、県、警察、三観広域消防本部等が協力して、消防ポンプ自動車、救助工作車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。
②	(情報通信施設の強化)【行政】〈再掲 1-6③〉 消防庁舎は、施設の耐災害性を強化する必要がある。また、無線通信による不感地帯の解消、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。	(情報通信施設の強化)【行政】〈再掲 1-6③〉 三観広域消防本部の通信指令室や消防救急無線等の情報通信施設等において、高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化や不感地帯の解消を図る。
③	(警察・消防施設の耐震化)【行政】〈再掲 2-3⑩〉 警察施設及び消防庁舎の耐震化率は、それぞれ 100% (H31. 3. 25・H28. 4 月末) であることなどから、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を継続する必要がある。	(警察・消防施設の耐震化)【行政】〈再掲 2-3⑩〉 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる消防屯所において、計画的な整備に努め、耐震性の確保を図る。
④	(消火活動の体制整備)【行政】〈再掲 1-1⑭〉 災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。	(消火活動の体制整備)【行政】〈再掲 1-1⑭〉 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。

⑤	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>
⑥	<p>(DMATとの連携)【事業者・行政】〈再掲 2-3⑨〉</p> <p>災害派遣医療チーム(DMAT)に対し、具体的かつ実践的な防災訓練により連携強化を図る必要がある。</p>	<p>(DMATとの連携)【事業者・行政】〈再掲 2-3⑨〉</p> <p>訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成をはじめ体制の整備を図る。</p> <p>また、三豊・観音寺市医師会、近隣市町との連携体制の整備を図る。</p>
⑦	<p>(自主防災活動)【市民】〈再掲 2-3⑩〉</p> <p>地域における防災対策を円滑に行うため、共助の主体である自主防災組織の結成を推進し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。</p>	<p>(自主防災活動)【市民】〈再掲 2-3⑩〉</p> <p>地域における防災対策を円滑に行うため、共助の主体である自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。</p>
⑧	<p>(自主防災活動の育成推進)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-3⑪〉</p> <p>市及び自主防災組織等の共助団体と連携強化を図り、災害時に支障をきたさないよう、具体的かつ実践的な防災訓練により災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	<p>(自主防災活動の育成推進)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-3⑪〉</p> <p>自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等の各種取り組みを実施する。</p>
⑨	<p>(防火・防災意識の向上)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1⑮〉</p> <p>建物及び住宅の火災予防・被害軽減のために、防火・防災意識の向上を推進する必要がある。</p>	<p>(防火・防災意識の向上)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1⑮〉</p> <p>各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、事業者においては、消火訓練の実施を促すなど、啓発を推進する。</p>

⑩	<p>(市民の防災行動力の向上)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1⑩〉</p> <p>建物及び住宅の火災予防・被害軽減のために、防火・防災意識の向上を推進する必要がある。</p>	<p>(市民の防災行動力の向上)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1⑩〉</p> <p>地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、三観広域消防本部の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練の推進を図る。</p>
⑪	<p>(女性消防団員の確保)【市民・事業者・行政】</p> <p>初期消防力の不足により、大規模な火災に発展するおそれがあることから、男女を問わず潜在的な入団希望者の入団を促進し、消防団の充実強化を進める必要がある。</p>	<p>(女性消防団員の確保)【市民・事業者・行政】</p> <p>女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。</p>
⑫	<p>(住宅密集地の火災の防除)【市民・行政】〈再掲 1-1⑫〉</p> <p>建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための取り組みを推進する必要がある。また、大規模火災のリスクが高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備においては、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。</p>	<p>(住宅密集地の火災の防除)【市民・行政】〈再掲 1-1⑫〉</p> <p>住宅密集地における火災の危険を防除するため、住宅密集地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、住宅密集地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。</p> <p>大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備においては、施設そのものに対する被害の防止、避難地等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。</p>
⑬	<p>(延焼防止)【行政】〈再掲 1-1⑬〉</p> <p>建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための取り組みを推進する必要がある。また、大規模火災のリスクが高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備においては、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。</p>	<p>(延焼防止)【行政】〈再掲 1-1⑬〉</p> <p>街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。</p>

⑭	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、停電等にも対処できるように整備を推進する必要がある。</p>	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう優先順位をつけて信号機電源付加装置等の整備を推進する。また、カーブミラー、街路灯の整備を推進する。</p>
⑮	<p>(住宅密集地の改善等)【事業者・行政】</p> <p>住宅密集地においては、建物の崩壊により緊急車両の通行が阻害され、消火、救急及び支援活動に多大な影響を及ぼすおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(住宅密集地の改善等)【事業者・行政】</p> <p>道路や公園の整備を引き続き進め火災延焼を防ぐ空間をすることで災害に強い街並みを形成するとともに、建築物の更新により防火対策を図る。また、老朽危険空き家等の除却を所有者に促す。</p>
⑯	<p>(住宅密集地における消防活動の確保)【行政】〈再掲 1-1⑳〉</p> <p>延焼火災により、死傷者が発生するおそれがある。また、道路が狭いことや地震による障害物で、消防署員及び消防団員が災害現場に接近できないことや、隣接建物との空間が十分に無いことにより、消防活動が困難となるおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(住宅密集地における消防活動の確保)【行政】〈再掲 1-1⑳〉</p> <p>密集地訓練・警防調査の実施、出動体制の強化など消防活動上必要な対策を講じる。</p> <p>住宅密集地周辺の自主防災組織等の育成と資機材の強化を図る。</p>
⑰	<p>(住宅密集地における公園の整備)【行政】</p> <p>住宅密集地に避難及び救援活動の場や火災の延焼防止となるオープンスペースや農地がなければ、被害が拡大するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(住宅密集地における公園の整備)【行政】</p> <p>救援活動の場となる広域避難地の防災機能の強化を図るとともに、住宅密集地における一時避難場所や火災の延焼防止となる公園の適正配置を行う。</p>
⑱	<p>(災害対応のための出動環境整備)【行政】</p> <p>初期の消防力が不足していることにより、大規模な火災に発展するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(災害対応のための出動環境整備)【行政】</p> <p>三豊市消防団再編計画に基づく、消防団員及び車両の配置に努める。</p> <p>三観広域消防本部は消防署・車両・職員の適正な配置に努める。また、消防車や救急車などを計画的に更新するとともに、新たな車両や予備車の確保に努める。</p>

⑱	<p>(災害対応のための水利の環境整備)【行政】</p> <p>地震発生時に、消火栓が使用できない可能性があり、複数の火災が発生し消防用水が不足した場合、大規模な火災に発展するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(災害対応のための水利の環境整備)【行政】</p> <p>住宅密集地に耐震性を有する100トン級防火水槽の整備を検討する。</p> <p>水槽車や遠距離送水車を整備することにより、消防水利の確保を図る。</p>
⑳	<p>(文化財の保護)【市民・事業者・行政】〈再掲 5-2⑫〉</p> <p>大規模な火災等によって、文化財が燃失・損傷するおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(文化財の保護)【市民・事業者・行政】〈再掲 5-2⑫〉</p> <p>防火面においては、既設の消防設備の設備点検を怠りなく行い、使いやすい状態で維持することや地域住民と合同で防火演習を実施する等で防火意識の向上を継続して図る。</p> <p>地区内建造物の耐震対策については、耐震予備診断の結果により、専門的な診断の実施や耐震方法の検討を経て、耐震補強に繋がるよう国庫等の補助制度の活用による耐震事業の実施を促す取り組みを進める。</p>
㉑	<p>(住宅用火災警報器の設置促進)【行政】</p> <p>住宅密集地において火災の発見が遅れた場合、大規模な火災に発展するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(住宅用火災警報器の設置促進)【行政】</p> <p>戸別訪問を行って、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の指導を徹底する。各種媒体を利用した広報活動を行う。</p>
㉒	<p>(三豊市消防団再編計画の更新)【市民・行政】</p> <p>三豊市消防団再編計画の見直しを行う必要がある。</p>	<p>(三豊市消防団再編計画の更新)【市民・行政】</p> <p>三豊市消防団再編計画の適宜見直し等を行い、地域の消防力の強化を図る。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生	
指標の名称		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
三豊市消防団再編計画の見直し		見直し済み	見直し済み

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
番号	脆弱性評価		対応策
①	<p>(情報通信施設の強化)【行政】〈再掲 1-6③〉</p> <p>消防庁舎は、施設の耐災害性を強化する必要がある。また、無線通信による不感地帯の解消、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。</p>		<p>(情報通信施設の強化)【行政】〈再掲 1-6③〉</p> <p>三観広域消防本部の通信指令室や消防救急無線等の情報通信施設等において、高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化や不感地帯の解消を図る。</p>
②	<p>(公共施設の耐震化)【事業者・行政】〈再掲 1-1②〉</p> <p>防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、82.3% (H30.4.1) と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。</p>		<p>(公共施設の耐震化)【事業者・行政】〈再掲 1-1②〉</p> <p>学校、社会福祉施設、病院、保育所、公民館、市民センター等の公共的施設においては、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。また、多数の者が利用する公共施設等において、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。</p>

③	<p>(情報伝達設備の整備)【市民・行政】〈再掲 1-3⑥〉</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図る必要がある。住民による情報伝達体制を確立する必要がある。</p>	<p>(情報伝達設備の整備)【市民・行政】〈再掲 1-3⑥〉</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県及び三豊市防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート(公共情報コモンズ)などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化を図る。さらに、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を行うほか、防災行政無線操作卓等の定期的な改修や更新によって情報伝達設備の強化に努める。一方、市民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機設置率の向上に努め、市民による情報伝達体制も確立する。</p> <p>加えて、県が主体となり、適宜、近隣市町との情報伝達訓練を実施する。</p>
④	<p>(住宅・建物等の耐震化)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1④〉</p> <p>住宅の耐震化率は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</p>	<p>(住宅・建物等の耐震化)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1④〉</p> <p>市営住宅及び民間住宅をはじめとした建築物において、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進に努める。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物等においては、重点的な耐震化の促進に努める。</p>
⑤	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>

⑥	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、停電等にも対処できるように整備を推進する必要がある。</p>	<p>(交通安全施設の耐震性強化)【行政】〈再掲 1-1⑦〉</p> <p>交通安全施設等において、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう優先順位をつけて信号機電源付加装置等の整備を推進する。また、カーブミラー、街路灯の整備を推進する。</p>
⑦	<p>(住宅、建築物等の耐震化)【事業者・行政】</p> <p>沿線、沿道の建築物等の倒壊により、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難及び救援活動が困難となるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(住宅、建築物等の耐震化)【事業者・行政】</p> <p>香川県地域防災計画及び三豊市地域防災計画で位置づけられた、緊急輸送路沿いにある、一定の高さ以上の沿道建築物の耐震化を促進する。</p> <p>また、「(仮称)三豊市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、耐震性のない住宅の解消を図る。</p>
⑧	<p>(老朽危険空き家の除却)【市民・行政】</p> <p>老朽危険空き家の倒壊などによる隣接住宅への被害や道路の閉塞により緊急車両の通行が確保できず、二次的被害が拡大するおそれがあるために対策を行う必要がある。</p>	<p>(老朽危険空き家の除却)【市民・行政】</p> <p>隣接住宅への被害軽減や緊急車両の通行を確保するため、老朽危険空き家の所有者に除却を促す。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-3	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(ため池ハザードマップによる啓発)</p> <p>【市民・事業者・行政】〈再掲 1-5⑪〉</p> <p>市は、県と連携し、決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所、避難経路を示すハザードマップを作成し普及啓発を図る必要がある。</p>	<p>(ため池ハザードマップによる啓発)</p> <p>【市民・事業者・行政】〈再掲 1-5⑪〉</p> <p>地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップの作成や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。</p>
②	<p>(老朽ため池の整備) 【事業者・行政】〈再掲 1-5⑫〉</p> <p>地震による老朽ため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う必要がある。</p>	<p>(老朽ため池の整備) 【事業者・行政】〈再掲 1-5⑫〉</p> <p>地震等に伴う老朽ため池の決壊等を未然に防止するため、老朽ため池の整備を行う。</p>
③	<p>(大規模ため池を中心とした地震対策)</p> <p>【事業者・行政】〈再掲 1-5⑬〉</p> <p>地震等によって大規模ため池が決壊することが懸念され、ため池・基幹的水利施設等の改修や耐震化、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(大規模ため池を中心とした地震対策)</p> <p>【事業者・行政】〈再掲 1-5⑬〉</p> <p>地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなど地域の安全性の確保を図る。</p>

④	<p>(中小規模のため池の整備)【行政】〈再掲 1-5⑭〉</p> <p>豪雨や台風等によって、中小規模ため池が決壊するリスクがあるために整備を行う必要がある。</p>	<p>(中小規模のため池の整備)【行政】〈再掲 1-5⑭〉</p> <p>豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。</p>
⑤	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>
⑥	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑰〉</p> <p>海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する必要がある。</p>	<p>(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑰〉</p> <p>海岸堤防等について、市の「海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設においては、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。</p>
⑦	<p>(大規模風水害の被害の軽減)【行政】〈再掲 1-4①〉</p> <p>大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、県の河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策を進める。</p>	<p>(大規模風水害の被害の軽減)【行政】〈再掲 1-4①〉</p> <p>河川の氾濫に伴う洪水浸水等の水害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を実施するとともに、河積の確保や、上流ダムの建設等による整備を行う。</p>

⑧	<p>(準用河川計画に基づく整備)【市民・行政】〈再掲 1-3㉔〉</p> <p>河川や海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、市は「準用河川計画」を策定し、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する必要がある。</p>	<p>(準用河川計画に基づく整備)【市民・行政】〈再掲 1-3㉔〉</p> <p>河川や海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、市では「準用河川計画」を策定し、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。</p>
⑨	<p>(広域災害時の想定)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-3㉔〉</p> <p>南海トラフ地震(最大クラス)等の広域的かつ大規模災害が発生した場合には、現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、J-A-L-E-R-Tの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を進め、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。</p>	<p>(広域災害時の想定)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-3㉔〉</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。</p>
⑩	<p>(河川の整備及び耐震、津波対策等)【行政】〈再掲 1-3㉔〉</p> <p>巨大地震による津波等により、河川管理施設や河川堤防が被害を受け、市民が津波から逃げ遅れるおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(河川の整備及び耐震、津波対策等)【行政】〈再掲 1-3㉔〉</p> <p>排水機場等の河川管理施設や河川堤防の耐震対策を上位計画に基づき進める。</p>
⑪	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>緊急輸送道路において、都市下水路及び集落排水処理管路の破損や管きょ抜けによる路面陥没、液状化によるマンホールの浮上による事故の発生により、二次災害が発生するおそれがある。</p> <p>地震発生時に懸念される陥没等による道路交通障害の防止と被災時の円滑な下水処理を行わなければ、市民生活に支障をきたすおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>緊急輸送道路下に埋設された都市下水路及び集落排水処理管路等の耐震対策(管更生・浮上対策等)を実施する。</p>

⑫	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【事業者・行政】</p> <p>排水施設においては、地震や老朽化等により破損が発生し、必要な排水能力が確保できなくなった場合、住宅密集地等に浸水被害を発生させるおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【事業者・行政】</p> <p>老朽化した都市下水路の改築、更新等の長寿命化及び機能健全化を行う。</p>
⑬	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>ポンプ場等の津波対策は、浸水対策の必要な施設において開口部の閉塞や防水扉の設置、設備の耐水化などを実施しなければ、広域、長期にわたる浸水被害を発生させるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>ポンプ場等の津波対策として、開口部の閉塞や防水扉の設置、遡上する津波の波力に対応した放流ゲートの耐波圧対策、放流渠マンホール蓋が空気圧により飛散しないための圧力蓋化、機械・電気設備の耐水化等、浸水を防ぐ、または浸水しても機能を維持するための事業を検討、推進する。その際、電源喪失時にも機能維持するため、非常用発電機の設置等の対策を行う。</p>
⑭	<p>(排水施設の老朽化対策)【行政】</p> <p>経年により老朽化した排水機場、水門、ポンプ設備等の排水施設において、計画的な整備、更新を進めなければ、老朽化対応が不可能となり、市民生活に支障をきたすおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(排水施設の老朽化対策)【行政】</p> <p>老朽化した排水機場、水門、ポンプ設備等の計画的な整備・更新を行う。その際、ポンプの無注水化や電動機の耐水化などにより防災性の向上を図る。</p>
⑮	<p>(排水施設における電源喪失時の対策)【行政】</p> <p>電源喪失時に、放流口、吐き口等からの逆流防止のために緊急遮断機構によるゲートの閉鎖を行わなければ、市民生活に支障をきたすおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(排水施設における電源喪失時の対策)【行政】</p> <p>電源喪失時にも機能維持するため、非常用発電機の設置等の対策を行う。</p>

⑩	<p>(ため池の老朽化対策及び耐震対策)【行政】</p> <p>ため池の老朽化対策、耐震対策を進めなければ、豪雨や地震を原因とするため池の決壊により市民生活に支障をきたすおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(ため池の老朽化対策及び耐震対策)【行政】</p> <p>防災重点ため池など主要なため池において安全性確認の調査を行い、必要な対策を検討、推進する。また、破堤のおそれがある際に有効な避難行動が実施できるよう、ため池ハザードマップ作成を推進する。</p>
⑪	<p>(効率的かつ効果的な湛水排除の検討)【行政】</p> <p>長期的な浸水被害が発生した場合、浸水区域で孤立する集落等では、食料や飲料水の供給が不可能となり、過度なストレスによる健康被害などが発生するおそれがある。</p> <p>また、避難時に用排水路への転落等のおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(効率的かつ効果的な湛水排除の検討)【行政】</p> <p>浸水地区の早期の排水作業ができるように対策を図る。</p> <p>人命救助や食料等の調達など、被災時の支援工程やルートについて検討する。</p> <p>浸水発生時の行動について、リスクを分かりやすく市民に説明周知し、理解していただけるように防災マップを改訂し配布する。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-3	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
指標の名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
中小ため池ハザードマップを作成した箇所数	21箇所(累積)	43箇所(累積)

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
番号	脆弱性評価	対応策
①	(農道・水路・ため池の保全)【市民・事業者・行政】 農地や農業水利施設等においては、地域コミュニティの弱体化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力及び活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性や協働力を活かした地域コミュニティ等による、農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。	(農道・水路・ため池の保全)【市民・事業者・行政】 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。
②	(土石流や山地災害に備えた啓発活動)【市民・行政】〈再掲 1-5⑤〉 住民の避難体制の強化のため、適切な避難方法や情報の収集伝達体制を示すハザードマップを作成し普及啓発を図る必要がある。	(土石流や山地災害に備えた啓発活動)【市民・行政】〈再掲 1-5⑤〉 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。
③	(山地災害危険地の治山事業)【行政】〈再掲 1-5⑩〉 山地災害危険地における災害を防止するため、適切な治山事業が必要である。	(山地災害危険地の治山事業)【行政】〈再掲 1-5⑩〉 山地災害危険地において、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。

④	<p>(災害に強い森林づくりの推進)【市民・行政】〈再掲 1-5⑰〉</p> <p>山地災害の防止にあたっては、効果的・効率的な災害に強い森林づくりの推進が必要である。</p>	<p>(災害に強い森林づくりの推進)【市民・行政】〈再掲 1-5⑰〉</p> <p>山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。</p>
⑤	<p>(地域コミュニティと連携した森林の整備)</p> <p>【市民・行政】〈再掲 1-5⑳〉</p> <p>森林の整備にあたっては、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。</p>	<p>(地域コミュニティと連携した森林の整備)</p> <p>【市民・行政】〈再掲 1-5⑳〉</p> <p>森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。</p>
⑥	<p>(自然と共生した多様な森林づくり)【市民・行政】〈再掲 1-5㉑〉</p> <p>森林の整備にあたっては、地域に根差した植生の造林事業等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。</p>	<p>(自然と共生した多様な森林づくり)【市民・行政】〈再掲 1-5㉑〉</p> <p>森林の整備にあたっては、地域に根差した造林事業を活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。</p>
⑦	<p>(森林等の荒廃による被害の拡大)【行政】</p> <p>森林については、「三豊市森林整備計画」において、水源かん養機能維持増進森林及び山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林の機能が良好に保つよう努めているが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれるおそれがあり、また、集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。</p>	<p>(森林等の荒廃による被害の拡大)【行政】</p> <p>森林の有する多面的機能(生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など)を保全するため、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の森林整備を推進する。</p>

⑧	<p>(鳥獣による農林業被害)【市民・行政】</p> <p>鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の増加や農作物への被害など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。</p>	<p>(鳥獣による農林業被害)【市民・行政】</p> <p>鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の増加や農作物への被害など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、集落防護柵整備や鳥獣被害対策コーディネーター等の育成など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。</p>
⑨	<p>(森林経営管理制度の構築)【行政】</p> <p>森林の手入れ不足等によって、森林の多面的機能が低下し、土砂災害等が発生する可能性がある。</p>	<p>(森林経営管理制度の構築)【行政】</p> <p>森林経営管理制度を利用し、経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築する。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
指標の名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
担い手へ利用集積されている農地面積	1,047ha	1,200ha

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性評価	対応策
①	(廃棄物処理施設の災害対応力強化)【事業者・行政】 地震による液状化や津波また、がけ崩れや火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの候補地の選定を促進する必要がある。	(廃棄物処理施設の災害対応力強化)【事業者・行政】 廃棄物処理施設において、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。 また、民間の廃棄物処理業者との連携を図る。
②	(廃棄物収集処理にかかる対応力強化)【行政】 津波発生に伴う大量のごみや流木等が発生した場合に備え、処理体制の整備を図る必要がある。	(廃棄物収集処理にかかる対応力強化)【行政】 津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、連携体制や回収・処理体制の整備を図る。
③	(港湾区域内の航路の確保)【事業者・行政】 発災後に漂流物等の発生により、船舶の運航に支障が生じないよう港湾区域内の航路の確保を図る必要がある。	(港湾区域内の航路の確保)【事業者・行政】 港湾区域内の航路等において、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、国及び香川県と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。

④	<p>(廃棄物収集処理にかかる人材育成)【事業者・行政】</p> <p>本市では、国の災害廃棄物対策指針を踏まえた災害廃棄物処理計画があり、計画を促進するとともに、実効性の向上に向けた人材育成を図る必要がある。</p>	<p>(廃棄物収集処理にかかる人材育成)【事業者・行政】</p> <p>処理計画の実行性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会等の開催などにより、人材の育成に努める。</p> <p>また、災害廃棄物の処理が生じることから、建設業協会等との連携を図る。</p>
⑤	<p>(災害廃棄物処理計画に基づいた対策)【行政】</p> <p>大規模災害が発生した際、一時的かつ多量に発生した廃棄物を、迅速に処理できないおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(災害廃棄物処理計画に基づいた対策)【行政】</p> <p>被害想定や災害廃棄物処理の課題抽出を行った「三豊市災害廃棄物処理計画」に基づき、平時の災害予防対策や迅速かつ適正な災害応急対策及び災害復旧・復興対策を円滑に実施するための体制の構築を図る。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
指標の名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
災害廃棄物処理計画の見直し	-	見直し済み
民間廃棄物処理業者との災害時協力協定等の締結	2件(累積)	2件(累積)

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-2	災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性評価	対応策
①	(道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成) 【市民・事業者・行政】 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取り組みを行う必要がある。	(道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成) 【市民・事業者・行政】 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
②	(道路啓開を行う人材の確保)【事業者・行政】〈再掲 2-3⑬〉 発災時の道路啓開を行う人材の高齢化等により、新たな担い手を確保する必要がある。	(道路啓開を行う人材の確保)【事業者・行政】〈再掲 2-3⑬〉 円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保や技能労働者確保に取り組む。
③	(業務継続計画「BCP」の更新)【事業者・行政】〈再掲 2-2⑳〉 発災後、登庁職員の不足や情報インフラの損害等により、行政機能や災害対応能力が低下するおそれがあることから、行政自らが被災した場合でも業務が継続できるよう体制を構築する必要がある。	(業務継続計画「BCP」の更新)【事業者・行政】〈再掲 2-2⑳〉 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、毎年度、見直しを図る。

④	<p>(自治体の人材育成及び民間との連携)【市民・事業者・行政】</p> <p>被災建築物の安全性を判断できる判定士や判定コーディネーターの人材不足及び経験不足等により、被災建築物の安全性の判定が遅延するおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(自治体の人材育成及び民間との連携)【市民・事業者・行政】</p> <p>被災建築物の余震等による二次災害を防ぐため、香川県を中心として、他都市等と協力し、被災建築物応急危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、実施体制の強化に努める。</p>
⑤	<p>(民間事業者等との連携)【市民・事業者・行政】</p> <p>大規模自然災害が発生すると、様々な施設等が損害を受けるが、これを復旧、復興するための市職員、工事等の事業者、その他の専門家等も被災者となってしまう、大幅に人的戦力の不足が予想され、復旧、復興が妨げられるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(民間事業者等との連携)【市民・事業者・行政】</p> <p>復旧、復興等に必要となる技術者、専門家、コーディネーター等の派遣等について民間事業者、NPO団体等と協定締結を進める。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性評価	対応策
①	(自主防災活動)【市民】〈再掲 2-3⑩〉 地域における防災対策を円滑に行うため、共助の主体である自主防災組織の結成を推進し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。	(自主防災活動)【市民】〈再掲 2-3⑩〉 地域における防災対策を円滑に行うため、共助の主体である自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。
②	(自主防災活動の育成推進)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-3⑪〉 市及び自主防災組織等の共助団体と連携強化を図り、災害時に支障をきたさないよう、具体的かつ実践的な防災訓練により災害対応能力を向上させる必要がある。	(自主防災活動の育成推進)【市民・事業者・行政】〈再掲 2-3⑪〉 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等の各種取り組みを実施する。
③	(地域防災リーダーの育成)【市民・事業者・行政】 災害が起きた時の対応力を向上するために、地域防災リーダーの育成を行う必要がある。	(地域防災リーダーの育成)【市民・事業者・行政】 地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学等と連携した防災・危機管理に関するリーダーの育成などを通じて、地域防災力の強化を図る。
④	(業務継続計画「BCP」の更新)【事業者・行政】〈再掲 2-2⑬〉 発災後、登庁職員の不足や情報インフラの損害等により、行政機能や災害対応能力が低下するおそれがあることから、行政自らが被災した場合でも業務が継続できるよう体制を構築する必要がある。	(業務継続計画「BCP」の更新)【事業者・行政】〈再掲 2-2⑬〉 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、毎年度、見直しを図る。

⑤	<p>(消防車両の確保)【行政】〈再掲 1-2⑦〉</p> <p>建築物等全ての耐震化を短期間に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	<p>(消防車両の確保)【行政】〈再掲 1-2⑦〉</p> <p>大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、市、県、警察、三観広域消防本部等が協力して、消防ポンプ自動車、救助工作車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。</p>
⑥	<p>(避難地域の防犯対策)【行政】〈再掲 3-1①〉</p> <p>治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。</p>	<p>(避難地域の防犯対策)【行政】〈再掲 3-1①〉</p> <p>避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう警察との連携強化を図る。</p>
⑦	<p>(警察・消防施設の耐震化)【行政】〈再掲 2-3⑩〉</p> <p>警察施設及び消防庁舎の耐震化率は、それぞれ 100% (H31. 3. 25・H28. 4 月末) であることなどから、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を継続する必要がある。</p>	<p>(警察・消防施設の耐震化)【行政】〈再掲 2-3⑩〉</p> <p>災害時に地域の災害警備活動の拠点となる消防屯所において、計画的な整備に努め、耐震性の確保を図る。</p>
⑧	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>交通施設等において、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術など、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。</p>	<p>(新技術の導入の検討)【事業者・行政】〈再掲 1-1⑧〉</p> <p>耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。</p>
⑨	<p>(日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成)【市民・行政】</p> <p>身近な生活空間における、住民自治組織や個人レベルでの助け合いの仕組み等が無ければ、治安の悪化等により復旧、復興が大幅に遅れるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成)【市民・行政】</p> <p>助け合いの仕組みづくりが円滑に進むよう、周辺自治会との連携を図り、お互いの顔が見えるよう日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成を図る。</p>

⑩	<p>(豊かな心を育む教育)【市民・行政】</p> <p>本市の自然、文化、歴史を学び、郷土に対する誇りと愛着を育むとともに、地域社会に貢献する人材育成を図る必要がある。</p>	<p>(豊かな心を育む教育)【市民・行政】</p> <p>郷土の誇りである歴史と文化の継承を図りながら、多様性を認め合う社会の形成に取り組む。</p>
---	---	---

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性評価	対応策
①	(洪水・内水予想範囲の周知啓発)【市民・行政】〈再掲 1-4②〉 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、排水施設の整備を推進する。併せて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、住民の避難体制確立等のソフト対策を組み合わせて実施し、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。	(洪水・内水予想範囲の周知啓発)【市民・行政】〈再掲 1-4②〉 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備を行う。
②	(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑱〉 海岸堤防等について、県の「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する必要がある。	(海岸保全施設長寿命化計画に基づく整備)【行政】〈再掲 1-3⑱〉 海岸堤防等について、市の「海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設においては、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。
③	(道路啓開作業の円滑化)【事業者・行政】〈再掲 2-1④〉 発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。	(道路啓開作業の円滑化)【事業者・行政】〈再掲 2-1④〉 災害時の緊急輸送及び燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。

④	<p>(地籍調査事業の実施)【市民・行政】</p> <p>災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は、100% (H30年度末) を達成しているが、錯誤がないか更なる調査を図る必要がある。(進捗率は県発表 98.7%であるが、他の事業で実施済みのため 100%)</p>	<p>(地籍調査事業の実施)【市民・行政】</p> <p>災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。</p>
⑤	<p>(地域防災計画との整合性)【市民・行政】</p> <p>地域防災計画では、風水害、地震等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められているので、災害に強いまちづくりを行ううえで地域防災計画との整合を図り、関係機関と連携した防災機能の強化を図る必要がある。</p>	<p>(地域防災計画との整合性)【市民・行政】</p> <p>長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。</p>
⑥	<p>(河川の整備及び耐震、津波対策等)【行政】〈再掲 1-3④〉</p> <p>巨大地震による津波等により、河川管理施設や河川堤防が被害を受け、市民が津波から逃げ遅れるおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(河川の整備及び耐震、津波対策等)【行政】〈再掲 1-3④〉</p> <p>排水機場等の河川管理施設や河川堤防の耐震対策を上位計画に基づき進める。</p>
⑦	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>地震等により、排水路の管きょの抜けや破損、マンホールの浮上が発生した場合、災害時の円滑な通行を確保することができないことになり、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>液状化の発生が想定される管路において排水路の耐震化を実施するとともに、該当区間のマンホールにおいて浮上防止対策を実施する。</p>

⑧	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>集落排水処理場やポンプ場等の津波対策は、浸水対策の必要な施設において開口部の閉塞や防水扉の設置、設備の耐水化などを実施しなければ、広域、長期にわたる浸水被害を発生させるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>集落排水処理場やポンプ場等の津波対策として、開口部の閉塞や防水扉の設置、遡上する津波の波力に対応した放流ゲートの耐波圧対策、放流渠マンホール蓋が空気圧により飛散しないための圧力蓋化、機械・電気設備の耐水化等、浸水を防ぐ、または浸水しても機能を維持するための事業を検討、推進する。その際、電源喪失時にも機能維持するため、非常用発電機の設置等の対策を行う。</p>
⑨	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>集落排水管路施設や排水施設においては、地震や老朽化等により破損が発生し、必要な排水能力が確保できなくなった場合、住宅密集地等に浸水被害を発生させるおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)【行政】</p> <p>集落排水管路施設、用水路や排水機場等の農業用施設の老朽化対策、耐震対策を進める。</p>
⑩	<p>(雨水対策の推進)【事業者・行政】</p> <p>住居密集地域等の排水機能を高めなければ、洪水浸水被害を発生させ市民生活に影響を与えるおそれがある。</p> <p>住居密集地域以外の地域においては、既存排水施設の増強等を行わなければ、広域、長期にわたる洪水浸水被害を発生させるおそれがあるために、対策を行う必要がある。</p>	<p>(雨水対策の推進)【事業者・行政】</p> <p>浸水被害を軽減するため、住居密集地域等の対策を講じる。</p> <p>主要排水施設〔排水路(都市下水路含む)、ポンプ場等〕の増強を検討する。</p> <p>自助及び共助の支援策(内水ハザードマップや、防災意識向上の場の提供等)を検討する。</p>
⑪	<p>(効率的かつ効果的な湛水排除の検討)【行政】〈再掲 7-3⑰〉</p> <p>長期的な浸水被害が発生した場合、浸水区域で孤立する集落等では、食料や飲料水の供給が不可能となり、過度なストレスによる健康被害などが発生するおそれがある。</p> <p>また、避難時に用排水路への転落等のおそれがあるために、対策が必要である。</p>	<p>(効率的かつ効果的な湛水排除の検討)【行政】〈再掲 7-3⑰〉</p> <p>浸水地区の早期の排水作業ができるような計画を策定する。</p> <p>人命救助や食料等の調達など、被災時の支援工程やルートについて事前に準備する。</p> <p>浸水発生時の行動について、リスクを分かりやすく市民に説明周知し、理解していただけるように防災マップを改訂し配布する。</p>

⑫	<p>(住宅、建築物等の耐震化)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1⑫〉</p> <p>地震発生時に耐震性能の不足した住宅及び建築物等が倒壊することにより、救援活動に支障をきたし、住民の生命に危険を及ぼすおそれがある。また、液状化により住宅及び建築物等の基礎等が不同沈下し、生活復旧に支障を及ぼすおそれがある。</p>	<p>(住宅、建築物等の耐震化)【市民・事業者・行政】〈再掲 1-1⑫〉</p> <p>「三豊市地域防災計画」に基づき、市内の液状化危険予測図を作成及び周知に努める。また、「三豊市耐震改修促進計画」に基づき、市内に存する住宅・建築物等の耐震化の促進を図るため、耐震性能が不足する住宅・建築物等の所有者に対し、耐震診断・耐震改修等の助成制度を周知していくとともに、当該制度の拡充などの耐震化促進策を検討する。</p>
⑬	<p>(UAVでの被害状況の確認)【事業者・行政】</p> <p>被災時にいち早く被害状況を把握する必要がある。</p>	<p>(UAVでの被害状況の確認)【事業者・行政】</p> <p>UAV(ドローン)で被害状況を確認するために、関連企業との災害時協力協定の締結を図る。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
指標の名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
関連企業・団体(UAV保有)との災害時協力協定の締結	1件(累積)	2件(累積)
ポンプ場の機能維持の確認	10箇所/年1回	10箇所/年2回
ポンプ場等の機能維持の確認	27箇所/年1回	27箇所/年2回